令和８年司法試験

公式出題趣旨との分析報告書

主要７科目版

作成日：令和８年１１月１３日

7科目・7問 / 公式分析 146項目 / 予想評価 330項目

予想PDFの完全一致率	参考答案の完全一致率
86.0%	78.2%
123 / 143 項目	111 / 142 項目

「的中率」を、取得版の一致率として見える化

本書では、公式趣旨との完全一致率を大きく表示し、部分一致を含む割合を別に示した。部分一致を完全一致へ読み替えず、理由・条件・事実評価の不足を各科目の詳細表で確認できる。

予想PDFは令和８年１１月３日作成版、参考答案は令和８年１１月１２日取得版を比較した。公表前に固定された未改訂版や未参照を証明する資料は揃っていないため、公表前の的中率・公式得点を示すものではない。

最終検証版の３５４分析項目を分冊した。独立レビューで修正された判定と文言を反映している。

参考答案と予想PDFの作成順序

山中弁護士AIは，まず参考答案を作成し，その後に出題の趣旨の予想PDFを作成した。予想PDFの作成後，その内容に基づいて参考答案を手直しする作業までは行っていなかった。

作成経緯は山中弁護士の説明に基づく。比較判定及び一致率の数値は変更していない。

目次

項目名・ページ番号をクリックすると移動できます。PDFのしおりからも参照できます。

1　科目別の的中率・一致率一覧 …… **3**

2　科目別の完全一致率グラフ …… **4**

3　判定基準と読み方 …… **5**

4　憲法 …… **6**

憲法　公法系第１問 …… 6

5　行政法 …… **12**

行政法　公法系第２問 …… 12

6　民法 …… **19**

民法　民事系第１問 …… 19

7　商法 …… **26**

商法　民事系第２問 …… 26

8　民事訴訟法 …… **33**

民事訴訟法　民事系第３問 …… 33

9　刑法 …… **41**

刑法　刑事系第１問 …… 41

10　刑事訴訟法 …… **47**

刑事訴訟法　刑事系第２問 …… 47

11　資料・確認範囲 …… **54**

1 科目別の的中率・一致率一覧

太字は完全一致率、分数は一致件数／集計対象数。「部分含む」は一致＋部分一致の割合。予想と答案では対象外事項が異なるため、分母が異なる場合がある。

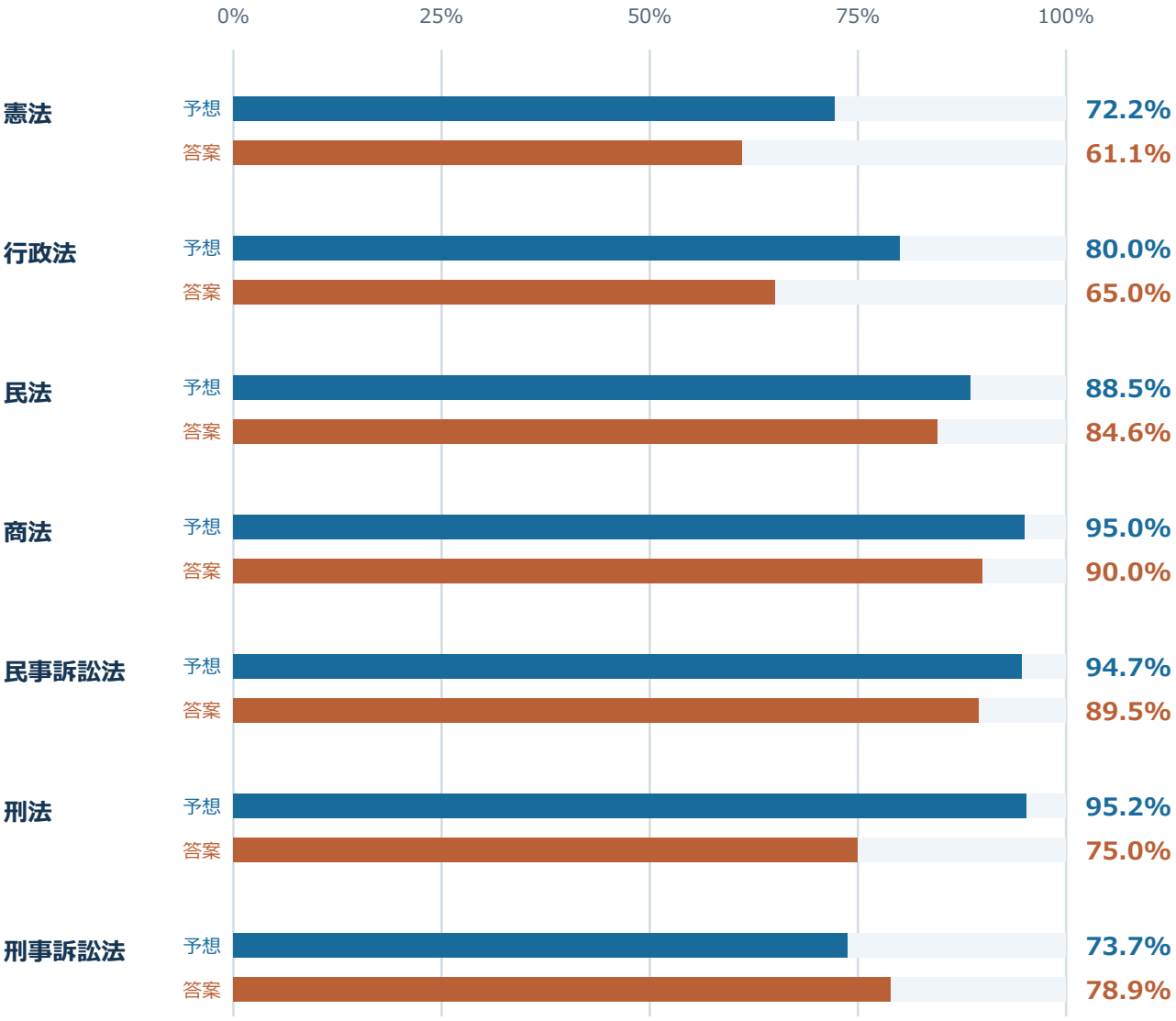
科目	分析項目数	予想PDF 完全一致	予想PDF 部分含む	参考答案 完全一致	参考答案 部分含む
憲法	18	**72.2%** 13 / 18 項目	**100.0%** 18 / 18 項目	**61.1%** 11 / 18 項目	**94.4%** 17 / 18 項目
行政法	20	**80.0%** 16 / 20 項目	**90.0%** 18 / 20 項目	**65.0%** 13 / 20 項目	**95.0%** 19 / 20 項目
民法	27	**88.5%** 23 / 26 項目	**100.0%** 26 / 26 項目	**84.6%** 22 / 26 項目	**100.0%** 26 / 26 項目
商法	22	**95.0%** 19 / 20 項目	**100.0%** 20 / 20 項目	**90.0%** 18 / 20 項目	**100.0%** 20 / 20 項目
民事訴訟法	19	**94.7%** 18 / 19 項目	**100.0%** 19 / 19 項目	**89.5%** 17 / 19 項目	**94.7%** 18 / 19 項目
刑法	21	**95.2%** 20 / 21 項目	**100.0%** 21 / 21 項目	**75.0%** 15 / 20 項目	**95.0%** 19 / 20 項目
刑事訴訟法	19	**73.7%** 14 / 19 項目	**94.7%** 18 / 19 項目	**78.9%** 15 / 19 項目	**94.7%** 18 / 19 項目
本冊合計	146	**86.0%** 123 / 143 項目	**97.9%** 140 / 143 項目	**78.2%** 111 / 142 項目	**96.5%** 137 / 142 項目

本冊の分母：予想は 146 - 任意 0 - 対象外 3 = 143。答案は 146 - 任意 0 - 対象外 4 = 142。

分析項目は等重みで数える。割合の差だけで科目の難易度、論点の重要度又は得点力を比較することはできない。

２ 科目別の完全一致率グラフ

青：予想PDF ／ 橙：参考答案。横軸は０～１００％で共通。部分一致を加算していない。



補充箇所を探すときは、割合の低さだけでなく、各問の「未記載」「方向相違」と、その根拠・補充点を優先して確認する。

3 判定基準と読み方

一致

比較した論点・説明が実質的に対応する。用語そのものがなくても、規範・理由・事実評価が説明されているかで判断する。

部分一致

中心は対応するが、条件・理由・事実評価等の補充を要する。

未記載

取得版に該当する説明を確認できなかった。

方向相違

公式が示す構成・評価と相違する。直ちに法的誤り又は失点を意味するものではない。

対象外・任意

採用しない別説を前提とする検討や、公式が明示的に問わない事項は対象外。付加的理解を示す事項等は任意事項として本集計の分母から除く。

二つの詳細表を区別する

各問の第１表は公式趣旨から抽出した分析項目の比較である。第２表はブログ掲載の予想評価項目を、公式趣旨との関係から「対応・部分対応・補充・作法・方向相違」に整理する。両者は粒度が異なり、足し合わせて独立論点数にはしない。

予想評価項目の重みはブログ独自の表示を保存したもので、公式配点ではない。「補充」「作法」は誤りや不要を意味せず、公式が求める検討方法を含む場合もある。

頁は公式PDFの先頭を１頁と数えた通し頁。Qxx-Uxxxは命題台帳と共通の分析IDである。

参考答案と予想PDFの作成順序

山中弁護士AIは，まず参考答案を作成し，その後に出題の趣旨の予想PDFを作成した。予想PDFの作成後，その内容に基づいて参考答案を手直しする作業までは行っていなかった。

したがって，参考答案と予想PDFは作成段階の異なる成果物である。本比較では，予想PDFで扱われた論点が，参考答案では十分に記述されていない箇所も確認されている。両者の一致率の差は，この作成経緯も踏まえて読む必要がある。

この作成経緯は山中弁護士の説明に基づく。公式趣旨の未参照や，当初公開時から取得時までの全改訂履歴を独立に確認したことを意味しない。一致率の差のすべてが作成順序だけに起因するとも評価していない。

4 憲法

予想PDF・完全一致	参考答案・完全一致
72.2%	61.1%
13 / 18 項目	11 / 18 項目

部分一致を含む割合：予想 100.0% ／ 答案 94.4%。詳細は次の各問で確認。

憲法 公法系第１問

敵対的聴衆，象徴的表現，見解差別という中心論点は把握できている。

一方，公式が特に説得的とする『夜間の非パブリック・フォーラムでも観点差別は厳格に審査する』という組立てを明示できず，答案は夜間にも公園一般のパブリック・フォーラム性を押し出した。

結論の一致だけではこの差を捉えられない。

公式出題趣旨：PDF 1-3頁 ／ 参考答案の公開記事

予想PDFの対応頁：主要1-3

第１表 公式趣旨の全項目との比較

ID	公式趣旨の検討事項（公式PDF頁）	予想PDF	参考答案	一致点・補充点
Q01-U001	集会固有の価値（内部の意見交換・連帯，外部への伝達・人数の訴求）（1頁）	部分一致	部分一致	予想は共同の意見形成・対外表明を示すが，連帯や参加人数の独自価値は薄い。答案は自己実現・自己統治という表現一般の説明に寄り，公式が区別を求めた集会固有性が不足する。
Q01-U002	場所を必要とする集会と他者の権利利益との調整（1頁）	一致	一致	予想は一般市民の立入りを排除する独占使用と調整する。答案も施設性，利用拒否，夜間例外許可を論じる。
Q01-U003	管理上の支障と夜間利用禁止を別問題として処理（1頁）	一致	一致	①②を分離し，処分の憲法適合性として扱っている。
Q01-U004	泉佐野判決の明らかな差し迫った危険・具体的予見（1-2頁）	一致	一致	規範と客観的事実の要求を明示。上尾判決も別の判断として引用する。
Q01-U005	平穏な主催者に対する敵対的聴衆の妨害と利用拒否（1-2頁）	一致	一致	主催者側の活動と第三者の妨害を分け，反対者が騒げば封じられる問題を扱う。
Q01-U006	泉佐野の対立抗争事案との相違（2頁）	一致	一致	住宅費問題と排斥運動の主題の相違，ＢとＸの区別を具体的に用いる。
Q01-U007	ＢのSNS発信が危険予測を支える側面（2頁）	一致	部分一致	予想は対立団体が開催を知る可能性も認める。答案は妨害計画がないことから『主観による予測にすぎない』と強く処理し，危険を支える推認の検討が薄い。結論自体が公式に反するとまではいえない。
Q01-U008	夜間長時間の警備困難という甲の発言への実質的応答（2頁）	一致	部分一致	発言を無視してはいない。しかし答案の『制圧してきたことは…防止できることをむしろ示す』『手段で足りる』には今回の長時間警備まで当然視する弱点がある。予想PDFは従前の成功から今回の確実性は導けないと留保し，公式の注意とよく対応する。
Q01-U009	寝袋・段ボールで一夜を過ごす象徴的表現（2頁）	一致	一致	活動の行動自体と表現内容，夜間・場所の意味を関連付ける。
Q01-U010	メッセージが聴衆に伝わる客観的可能性（2頁）	一致	一致	この用語による独立要件論はないが，世界規模の活動と通行人に訴える位置・態様を具体的に説明しており実質的に対応する。
Q01-U011	合憲側の内容中立的な時間・場所・方法規制／間接付随規制と裁量（2頁）	部分一致	部分一致	時間・場所・方法と裁量は予想にある。答案は権利がないという反論を示すが，間接付随規制から広い裁量を導く側の立論の整理が十分でない。
Q01-U012	違憲側の判断過程審査・限定解釈・実質衡量等による裁量統制（2頁）	一致	一致	公式が示す複数の方法は選択可能な立論であり，全部併記を必須とはしない。夜間禁止目的，表現利益，代替場所，管理条件を実質的に比較している。
Q01-U013	夜間に開催する象徴的意味・不可欠性と実質的制約（2頁）	一致	一致	昼間や公民館で目的が達成できるかを世界同時の連帯・中心部という事実から検討する。
Q01-U014	夜間閉鎖のため非パブリック・フォーラムとなる可能性（3頁）	部分一致	方向相違	予想は夜間閉鎖・例外開放の裁量を認識するが非パブリック・フォーラムの構成を明示しない。答案は夜間の開放実績から公園一般のパブリック・フォーラム性を前面に出す。公式はこの構成より非パブリック・フォーラムでの差別分析を説得的とする。法的誤りの断定ではなく，推奨される構成との方向差である。
Q01-U015	非パブリック・フォーラムにおける主題規制と観点規制の審査密度の区別（3頁）	部分一致	部分一致	予想は政治的主題一般と市政への賛否を分け，見解差別を厳格に検討する。答案も見解差別に必要不可欠性を要求する。しかし非パブリック・フォーラムの合理性基準と観点差別の厳格審査という二層構造は不明瞭である。

ID	公式趣旨の検討事項（公式PDF頁）	予想PDF	参考答案	一致点・補充点
Q01-U016	新幹線延長の許可・市長答弁から観点差別を認定（3頁）	一致	一致	核心となる具体的な比較を捉えている。予想評価項目33の重み５は，この点を重視する本ブログ独自の設定であり，公式配点を表すものではない。
Q01-U017	合憲側が最高裁のフォーラム論への消極性から広い裁量を説明すること（3頁）	部分一致	部分一致	金沢判決は詳しく扱うが，主として公園との相違から射程を限定するために使用する。吉祥寺駅判決も補足意見を利用し，法廷意見の消極姿勢を合憲側の独立論拠として再構成する部分は弱い。
Q01-U018	自己の結論を具体的事案・判例の理解から説得的に導く（1-3頁）	一致	一致	両不許可を違憲とする一貫した理由付けはある。公式は唯一の結論を指定していないため，違憲という結論だけを的中とは数えない。

第２表 予想評価項目を一つずつ照合

「対応ID」は第１表のU番号。重みは元記事の独自評価であり、公式配点ではない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
1	本件活動（寝袋や段ボールで一夜を過ごす抗議活動）が集会の自由及び表現の自由として２１条１項で保障されることを示す	4	対応	U001, U009, U010	上記の公式要求への対応を確認。具体的事実の選択や補助要素まで公式が逐一列挙しているという意味ではない。
2	本件公園が地方自治法２４４条の「公の施設」であり，公園での集合が公園の目的に副う使用であること等から集会の用に供する会館の判例の枠組みが及び，その利用拒否が集会の自由の制約につながる構造を示す	4	対応	U002	上記の公式要求への対応を確認。具体的事実の選択や補助要素まで公式が逐一列挙しているという意味ではない。
3	①（管理上の支障）と②（特別な理由）を，別々の判断枠組み・当てはめ・結論で論じる	4	対応	U003	上記の公式要求への対応を確認。具体的事実の選択や補助要素まで公式が逐一列挙しているという意味ではない。
4	規定の文言の明確性を論じない	1	補充	-	明確性論を省くことは設問の指定。宇賀反対意見への言及は有用な補助だが、今回の公式趣旨に独立の必須事項としては示されていない。誤り又は不要とはしない。
5	条例自体の違憲ではなく，個別の不許可処分が憲法上許されるかとして論じる	3	対応	U003	上記の公式要求への対応を確認。具体的事実の選択や補助要素まで公式が逐一列挙しているという意味ではない。
6	泉佐野市民会館事件判決の判断枠組み（利用の希望が競合する場合のほかは，他の基本的人権が侵害され公共の福祉が損なわれる危険がある場合に限られ，精神的自由として厳格な基準で較量する）を示す	4	対応	U001, U004	上記の公式要求への対応を確認。具体的事実の選択や補助要素まで公式が逐一列挙しているという意味ではない。
7	同判決の「明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されること」という危険の程度を示す	5	対応	U004	上記の公式要求への対応を確認。具体的事実の選択や補助要素まで公式が逐一列挙しているという意味ではない。
8	「管理上支障」を，許可権者の主観による予測でなく，客観的な事実に照らして具体的に明らかに予測される場合に限る（上尾市福祉会館事件判決）	4	対応	U004	上記の公式要求への対応を確認。具体的事実の選択や補助要素まで公式が逐一列挙しているという意味ではない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
9	泉佐野市民会館事件判決に対する批判的な評価（主催者の性格による排除や，反対者の妨害を理由とする不許可につながる危険）に触れる	4	対応	U005	上記の公式要求への対応を確認。具体的事実の選択や補助要素まで公式が逐一列挙しているという意味ではない。
10	反対者の妨害のおそれを理由とする不許可は，警察の警備等によってもなお混乱を防止できない特別な事情がある場合に限られること（いわゆる敵意ある聴衆の法理）を示す	5	対応	U005	上記の公式要求への対応を確認。具体的事実の選択や補助要素まで公式が逐一列挙しているという意味ではない。
11	泉佐野市民会館事件の事案（実質上の主催者自身が爆破事件を起こし，実力阻止の闘争方針を公言）との違いを具体的に示す	3	対応	U006	上記の公式要求への対応を確認。具体的事実の選択や補助要素まで公式が逐一列挙しているという意味ではない。
12	集会の目的や主催団体の性格そのものを理由とする不許可は許されないことと，Ｂが幹部であることとの関係を論じる	4	対応	U005	上記の公式要求への対応を確認。具体的事実の選択や補助要素まで公式が逐一列挙しているという意味ではない。
13	ＸとＣを区別する（Ｘの幹部のうちＣの活動に関わるのはＢのみ）	3	対応	U006	上記の公式要求への対応を確認。具体的事実の選択や補助要素まで公式が逐一列挙しているという意味ではない。
14	衝突が双方の暴力によるもので，Ｂが不起訴となったことを評価する	3	対応	U006	上記の公式要求への対応を確認。具体的事実の選択や補助要素まで公式が逐一列挙しているという意味ではない。
15	本件活動の主題（住宅費高騰）と外国人排斥をめぐる対立との違い，参加者約２０名・一般市民の立入りなし・静穏な態様を評価する	4	対応	U006	上記の公式要求への対応を確認。具体的事実の選択や補助要素まで公式が逐一列挙しているという意味ではない。
16	ＢのＳＮＳ発信が本件活動に関する情報にとどまり，妨害の計画・予告を示す事実がないことを評価する	3	部分対応	U007	危険を支える側の評価、夜間閉鎖の位置付け、合憲側の裁量論を上記のとおり補う必要がある。
17	警察官の配備が容易でないとの主張を，柵と施錠，参加人数，警察による制圧の実績から評価する	4	部分対応	U008	危険を支える側の評価、夜間閉鎖の位置付け、合憲側の裁量論を上記のとおり補う必要がある。
18	同じ日の夜の利用申請が他にないこと（利用の希望の競合がないこと）に触れる	2	対応	U004	上記の公式要求への対応を確認。具体的事実の選択や補助要素まで公式が逐一列挙しているという意味ではない。
19	夜間の独占使用にも５条３項各号が適用されること（８条２項）を踏まえ，夜間であることの位置付けを示す	3	対応	U008	上記の公式要求への対応を確認。具体的事実の選択や補助要素まで公式が逐一列挙しているという意味ではない。
20	Ａ市側の主張（包括条項としての判断の余地，泉佐野市民会館事件判決の結論）を，規範と事実まで示した上で，その採否を理由付けて判断する	4	部分対応	U007, U008	危険を支える側の評価、夜間閉鎖の位置付け、合憲側の裁量論を上記のとおり補う必要がある。
21	夜間は利用禁止が原則であり，特別な理由は例外として市長の裁量に属するから，Ｘに夜間の利用を求める憲法上の権利はないという反対の立場を示す	4	部分対応	U002, U011, U014	危険を支える側の評価、夜間閉鎖の位置付け、合憲側の裁量論を上記のとおり補う必要がある。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
22	８条１項の目的（暴走族の集会や未成年者の飲酒への対処という治安の維持）を特定し，本件活動との関係を評価する	3	対応	U011, U012	上記の公式要求への対応を確認。具体的事実の選択や補助要素まで公式が逐一列挙しているという意味ではない。
23	Ａ市が例年１０～２０件の夜間の独占使用を許可し，夜間の本件公園を催しの場として開放している運用を評価する	4	部分対応	U012, U014	危険を支える側の評価、夜間閉鎖の位置付け、合憲側の裁量論を上記のとおり補う必要がある。
24	公園が表現の場（パブリック・フォーラム）であること，公園の利用の許否が管理権者の単なる自由裁量でないことに触れる	3	部分対応	U002, U014, U015, U017	危険を支える側の評価、夜間閉鎖の位置付け、合憲側の裁量論を上記のとおり補う必要がある。
25	学校施設の目的外使用に関する裁量の判例をＡ市側の論拠として挙げ，施設の性格の違いと従前の運用の考慮に触れる	2	部分対応	U011, U017	危険を支える側の評価、夜間閉鎖の位置付け、合憲側の裁量論を上記のとおり補う必要がある。
26	誰に開放するかの判断は表現の内容・見解に中立でなければならないことを示す	4	対応	U012, U015, U016	上記の公式要求への対応を確認。具体的事実の選択や補助要素まで公式が逐一列挙しているという意味ではない。
27	昼間の公園や公民館という代替手段では，「一夜を過ごす」象徴的表現，各都市の現地時間の夜にリレーのように続く本件プロジェクトの日時，中心部で通行人に見える場所という表現の実質が失われるかを評価する	5	対応	U009, U010, U012, U013	上記の公式要求への対応を確認。具体的事実の選択や補助要素まで公式が逐一列挙しているという意味ではない。
28	星座鑑賞会，盆踊り及び新幹線延長を訴えるビアガーデン（午後７時から午後９時まで）と比べ，時間帯と継続時間の違いを踏まえて夜間の使用の必要性を評価する	4	対応	U012, U013	上記の公式要求への対応を確認。具体的事実の選択や補助要素まで公式が逐一列挙しているという意味ではない。
29	騒音の問題がなく，Ｘが午後９時以降の静穏確保の条件を受け入れていること（８条２項後段の条件付許可というより制限的でない手段）を評価する	4	対応	U012, U013	上記の公式要求への対応を確認。具体的事実の選択や補助要素まで公式が逐一列挙しているという意味ではない。
30	金沢市庁舎前広場事件判決の「外見上の政治的中立性」の論理（及び条件の付加では支障を除去し難いとする点）を，Ａ市側の論拠として示す	4	部分対応	U016, U017	危険を支える側の評価、夜間閉鎖の位置付け、合憲側の裁量論を上記のとおり補う必要がある。
31	同判決自身が，主に公務の用に供する庁舎を道路や公園等と区別し，公の施設の利用まで妨げられないことを前提としている点を指摘する	5	部分対応	U017	危険を支える側の評価、夜間閉鎖の位置付け、合憲側の裁量論を上記のとおり補う必要がある。
32	同判決の宇賀克也裁判官の反対意見（首長の政策は中立ではあり得ないこと，抽象的な誤解のおそれを理由とする不許可の不当性，見解による差別の危険）に触れる	2	補充	U017	明確性論を省くことは設問の指定。宇賀反対意見への言及は有用な補助だが、今回の公式趣旨に独立の必須事項としては示されていない。誤り又は不要とはしない。
33	新幹線延長を訴える催しの許可と市長答弁から，中立性の主張が市政を批判する表現にだけ向けられる見解差別であることを示す	5	対応	U015, U016	上記の公式要求への対応を確認。具体的事実の選択や補助要素まで公式が逐一列挙しているという意味ではない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
34	国際交流団体の行事や原水爆禁止の集会の許可実績を，使用の許可が市の支持と受け取られないことの根拠に使う	3	部分対応	U016	危険を支える側の評価、夜間閉鎖の位置付け、合憲側の裁量論を上記のとおり補う必要がある。
35	判断枠組みを，判例と事案の分析から理由を付けて設定し，基準の語を当てはめでも使う	3	対応	U001, U018	上記の公式要求への対応を確認。具体的事実の選択や補助要素まで公式が逐一列挙しているという意味ではない。
36	問題文の事実を写すだけで直ちに「危険がある」「合理的」等と結論付けない	2	対応	U018	上記の公式要求への対応を確認。具体的事実の選択や補助要素まで公式が逐一列挙しているという意味ではない。
37	参照する判例を，どの判例か特定できる形で示す	3	対応	U018	上記の公式要求への対応を確認。具体的事実の選択や補助要素まで公式が逐一列挙しているという意味ではない。

5 行政法

予想PDF・完全一致	参考答案・完全一致
80.0%	65.0%
16 / 20 項目	13 / 20 項目

部分一致を含む割合：予想 90.0% ／ 答案 95.0%。詳細は次の各問で確認。

行政法 公法系第２問

原告適格と措置・解除の二要件，両当事者の事実評価はよく対応する。

しかし設問１で公式が『まず必要』とする入所措置の処分性，特に老人福祉法１２条の２を用いた説明が抜けた。

設問３でも裁量審査の統一的な規範が弱く，国賠一般論を予想項目に加えた点は優先順位の修正を要する。

公式出題趣旨：PDF 3-5頁 ／ 参考答案の公開記事

予想PDFの対応頁：主要4-7

第１表 公式趣旨の全項目との比較

ID	公式趣旨の検討事項（公式PDF頁）	予想PDF	参考答案	一致点・補充点
Q02-U001	一時保護が１１条１項２号の入所措置に当たる（3頁）	一致	一致	要綱上の名称だけで独立制度とはしていない。
Q02-U002	入所措置の処分性を先に論じる（3頁）	未記載	部分一致	予想は措置・申請権に直行。答案の設問２ではＡのサービスを受ける地位への効果に言及するが，設問１の前提として処分性を論証していない。
Q02-U003	１２条の２の適用除外から解除と措置決定の処分性を導く（3頁）	未記載	未記載	公式の具体的な条文読解の手掛かりを落としている。１２条の解除手続を扱うこととは異なる。
Q02-U004	対象者に及ぼす法的効果からの処分性の立論（3頁）	部分一致	部分一致	Ｂの権利への影響とは別に，Ａに及ぼす効果を設問１の処分性へ接続する必要がある。
Q02-U005	要綱に申請とあっても法令上の申請とは限らない（3頁）	一致	一致	委任のない要綱と法律上の応答義務を区別する。
Q02-U006	１１条の解釈による申請権の肯定余地も検討（3頁）	一致	部分一致	予想は義務規定と要綱の具体化という肯定論を詳述。答案は別制度・判例との差に寄り，１１条自体から肯定する読みへの反論が薄い。否定結論は公式の排除するものではない。
Q02-U007	子が自己の権利を制限されるかを親権者の事例と比較（4頁）	一致	一致	成年者の子に親権と同様の監護権がない点を明確にした。
Q02-U008	老人福祉法と高齢者虐待防止法を併せて個別利益保護を判断（4頁）	一致	一致	関係法令の目的・養護者支援を肯定論として挙げて応答している。
Q02-U009	養護者支援目的だけでは高齢者保護に対立する子の原告適格を導けない（4頁）	一致	一致	相談・負担軽減の保護と，自分の希望で介護を続ける利益を区別する。
Q02-U010	入所措置と負担金額決定の関係（4頁）	一致	一致	公式が前提として触れる費用負担を別処分として検討。第二次納税義務判例までの詳細は予想の追加説明である。
Q02-U011	措置要件は虐待防止法ではなく老人福祉法１１条にある（4頁）	一致	一致	虐待事実の評価と措置の法的根拠を概ね分離する。
Q02-U012	解除は撤回であり１１条の要件の消滅から判断（4頁）	一致	一致	『撤回』という名称はないが，１２条は手続，継続には１１条の要件が必要という実質を捉える。
Q02-U013	困難性と補充性を分け，両方の充足を必要とする（4頁）	一致	一致	いずれかが失われれば解除するという関係も正確に扱う。
Q02-U014	個別性・多様な考慮事項を理由とする合理的な裁量（4頁）	一致	部分一致	予想は専門的・予測的判断を説明。答案は双方の裁量の広狭の主張を短く示すにとどまり，自己の審査枠組みが明確でない。
Q02-U015	事実の基礎欠如，考慮事項の過誤，社会通念上著しい不当という裁量審査（4頁）	部分一致	部分一致	事実の基礎・判断過程を具体的に指摘するが，公式の示す一体的な審査規範として定立していない。
Q02-U016	措置時のＢの虐待否定・調査不十分の主張（4頁）	一致	一致	食事，塩分排出症状，数値，入院，判断能力や契約援助を具体化する。
Q02-U017	措置時の市の生命危険・食事未改善の反論（4頁）	一致	一致	医師の説明後の経過，客観的虐待評価，Ｂに援助を依存する問題を扱う。

ID	公式趣旨の検討事項（公式PDF頁）	予想PDF	参考答案	一致点・補充点
Q02-U018	後の介護・施設契約協力の誓約による要件消滅の主張（4頁）	一致	一致	３月と６月の変化を分け，困難性・補充性へ対応させる。
Q02-U019	認知面悪化，誓約の不確実性，第三者援助未整備という市の反論（4-5頁）	一致	一致	市の反論自体は記載。答案は最終的に解除方向を強く採るが，公式は一方の結論を必須としていない。
Q02-U020	国賠の全要件・要件相互の関係へ議論を広げない（5頁）	一致	部分一致	予想PDFは範囲を維持。答案は取消先行不要と職務上義務違反説に字数を割く。短い補助説明なら直ちに誤りではないが，処分性・裁量規範より優先する根拠はない。

第２表 予想評価項目を一つずつ照合

「対応ID」は第１表のU番号。重みは元記事の独自評価であり、公式配点ではない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
1	「行政庁の不作為」の定義（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないこと）から，本件保護申請が「法令に基づく申請」に当たるかが争点であることを特定する	4	対応	U005	公式の各要件・両当事者の主張反論に対応する。個別事実の評価には結論の選択余地がある。
2	「法令に基づく申請」の意義を，法令の明文又はその解釈により申請権が認められ，行政庁が諾否の応答義務を負う行為として示す	4	対応	U005	公式の各要件・両当事者の主張反論に対応する。個別事実の評価には結論の選択余地がある。
3	本件要綱が法令の委任に基づかない行政内部の定めであり，申請・審査・決定通知の規定（８条・９条）だけでは法令上の申請権が生じないことを示す	5	対応	U005	公式の各要件・両当事者の主張反論に対応する。個別事実の評価には結論の選択余地がある。
4	緊急一時保護も老人福祉法１１条の入所措置の一つであることを前提に，同条が申請の仕組みを設定しているかを検討する	5	部分対応	U001, U002	設問１の処分性の先行検討と、申請権肯定論・統一的な裁量審査規範を補う必要がある。
5	１１条１項の文言（「必要に応じて」「採らなければならない」）から，市町村の職権による措置の仕組みであることを示す	4	部分対応	U006	設問１の処分性の先行検討と、申請権肯定論・統一的な裁量審査規範を補う必要がある。
6	同法に措置の申請の規定がないこと（施設設置認可の申請，１２条の解除の「申出」，生活保護法７条の申請保護の原則との対比）を示す	3	部分対応	U006	設問１の処分性の先行検討と、申請権肯定論・統一的な裁量審査規範を補う必要がある。
7	高齢者虐待防止法７条の通報・９条１項の届出が職権発動の端緒にとどまることを示す	2	部分対応	U006	設問１の処分性の先行検討と、申請権肯定論・統一的な裁量審査規範を補う必要がある。
8	本件要綱の申請・決定通知の構造から申請権を肯定する立場を取り上げ，法律が給付の仕組みを予定していた労災就学援護費判決との違いを示す	3	部分対応	U006	設問１の処分性の先行検討と、申請権肯定論・統一的な裁量審査規範を補う必要がある。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
9	結論として，不応答は「行政庁の不作為」に当たらず，審査請求は不適法であるとする（不作為に当たるとする場合も，要綱の法的性格と老人福祉法１１条の職権主義を踏まえた理由付けを示す）	3	部分対応	U006	設問１の処分性の先行検討と、申請権肯定論・統一的な裁量審査規範を補う必要がある。
10	設問の限定（「行政庁の不作為」の該当性に絞る）を守り，審査請求先や期間等に立ち入らない	1	作法	-	設問の限定・分量配分・追加事実の独立性を守る事項であり、公式趣旨の実体論点の的中数には加えない。
11	Ｂが本件入所措置の名宛人ではないことから，「法律上の利益を有する者」への該当性が問題となることを示す	3	対応	U007	公式の各要件・両当事者の主張反論に対応する。個別事実の評価には結論の選択余地がある。
12	「法律上の利益を有する者」の意義（自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者，個別的利益としての保護）を判例に即して示す	4	対応	U007	公式の各要件・両当事者の主張反論に対応する。個別事実の評価には結論の選択余地がある。
13	第三者の原告適格の判断における考慮事項（根拠法令の趣旨・目的，目的を共通にする関係法令，利益の内容・性質，違法な処分により害される態様・程度）を示す	4	対応	U008	公式の各要件・両当事者の主張反論に対応する。個別事実の評価には結論の選択余地がある。
14	本件入所措置によりＢ自身の権利が制限されるかを，Ｂの主張（同居と約１０年間の介護の関係の断絶）と対比して検討する	3	対応	U004, U007	公式の各要件・両当事者の主張反論に対応する。個別事実の評価には結論の選択余地がある。
15	児童福祉法２７条４項（親権者の意に反する措置の禁止）・２８条１項（家庭裁判所の承認）と比較し，親権者の場合との違いを示す	4	対応	U007	公式の各要件・両当事者の主張反論に対応する。個別事実の評価には結論の選択余地がある。
16	高齢者の子である養護者には親権に相当する監護権がなく，老人福祉法１１条・１２条も養護者の同意や意見聴取を定めていないことを示す	5	対応	U007	公式の各要件・両当事者の主張反論に対応する。個別事実の評価には結論の選択余地がある。
17	老人福祉法５条の４が「養護者」を福祉の措置の対象に掲げることをＢ側の根拠として取り上げ，その意味を評価する	3	対応	U008	公式の各要件・両当事者の主張反論に対応する。個別事実の評価には結論の選択余地がある。
18	高齢者虐待防止法１４条（及び１条・６条）の養護者支援の規定をＢ側の根拠として取り上げ，それだけでは原告適格を基礎付けにくい理由を示す	5	対応	U008, U009	公式の各要件・両当事者の主張反論に対応する。個別事実の評価には結論の選択余地がある。
19	高齢者虐待防止法が，養護者による虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者について，一時的な保護のための迅速な措置（養護者との分離を含む。）を予定していること（９条２項）を示す	3	対応	U009	公式の各要件・両当事者の主張反論に対応する。個別事実の評価には結論の選択余地がある。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
20	老人福祉法２８条の費用徴収（扶養義務者）による財産上の利益を検討し，別個の負担金額決定によること，時点②では決定がないことを評価する	4	対応	U010	公式の各要件・両当事者の主張反論に対応する。個別事実の評価には結論の選択余地がある。
21	結論として，Bの原告適格を否定する（肯定する場合も，上記の根拠を踏まえた理由付けを示す）	3	対応	U009	公式の各要件・両当事者の主張反論に対応する。個別事実の評価には結論の選択余地がある。
22	本件訴訟が国家賠償請求訴訟であり，取消判決を経ずに本件入所措置の違法を主張できることを示す	2	補充	U020	公式は国賠の全要件や要件相互の関係を問わないと明示。独立の重点項目とせず、必要最小限の前提説明にとどめる。
23	国家賠償法上の違法の判断枠組み（職務上通常尽くすべき注意義務）をC市の反論として位置付ける	2	補充	U020	公式は国賠の全要件や要件相互の関係を問わないと明示。独立の重点項目とせず、必要最小限の前提説明にとどめる。
24	老人福祉法１１条１項２号の要件を分解し，年齢と常時の介護の必要性は満たすと簡潔に処理した上で，困難性要件と補充性要件を争点として特定する	4	対応	U011, U013	公式の各要件・両当事者の主張反論に対応する。個別事実の評価には結論の選択余地がある。
25	要件の判断に裁量があるかについて，C市の主張（「認めるとき」，専門的・緊急的判断）とBの主張（居所を公権的に定める措置の重大性）を示す	3	部分対応	U014, U015	設問１の処分性の先行検討と、申請権肯定論・統一的な裁量審査規範を補う必要がある。
26	困難性要件が居宅に虐待がある場合に満たされるとの手掛かりから，虐待（高齢者虐待防止法２条４項１号ロ）の有無を争点とする	4	対応	U011, U013	公式の各要件・両当事者の主張反論に対応する。個別事実の評価には結論の選択余地がある。
27	Bの主張として，「塩分控え目のものを十分」食べさせていたこと，尿に塩分が出やすい症状，１月５日の数値の程度，１月６日の入院，在宅の支援体制及び時点②で入院中であったことを挙げる	4	対応	U016	公式の各要件・両当事者の主張反論に対応する。個別事実の評価には結論の選択余地がある。
28	C市の反論として，１２月１０日の医師の説明後も食事が改められなかったこと，１２月２５日のめまい，１月５日の数値と再発のおそれ，１月７日の報告書を挙げ，虐待は客観的に判断すべきとする	4	対応	U017	公式の各要件・両当事者の主張反論に対応する。個別事実の評価には結論の選択余地がある。
29	補充性要件の意義（自ら介護老人福祉施設等と入所契約を締結することが困難な場合等）を示す	4	対応	U011, U013	公式の各要件・両当事者の主張反論に対応する。個別事実の評価には結論の選択余地がある。
30	Bの主張として，Aの判断能力に問題がないこと，Bの手助けによる介護サービス契約の実績，介護支援専門員の手助けによる申請，要介護３で介護老人福祉施設に入所し得ることを挙げる	4	対応	U016	公式の各要件・両当事者の主張反論に対応する。個別事実の評価には結論の選択余地がある。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
31	Ｃ市の反論として，両腕の障害で契約はＢの手助けに依存していたこと，Ｂに虐待のおそれがあること，生命の危険と「迅速」な保護の要請を挙げる	4	対応	U017	公式の各要件・両当事者の主張反論に対応する。個別事実の評価には結論の選択余地がある。
32	虐待の事実又はそのおそれの有無によって補充性要件の充足が左右されるという連動を示す	4	対応	U013, U017	公式の各要件・両当事者の主張反論に対応する。個別事実の評価には結論の選択余地がある。
33	Ｃ市の判断（担当職員の報告書に依拠し，自ら契約することも困難と判断したこと）に対し，判断過程の不合理をＢの予備的主張として示す	2	部分対応	U015, U016	設問１の処分性の先行検討と、申請権肯定論・統一的な裁量審査規範を補う必要がある。
34	老人福祉法１２条が解除の手続を定めるにすぎないことを示し，措置の継続は１１条１項２号の要件の存続を前提とし，一方の要件でも満たされなくなれば解除すべきであるとして解除の要件を特定する	5	対応	U012, U013	公式の各要件・両当事者の主張反論に対応する。個別事実の評価には結論の選択余地がある。
35	時点②の事実関係と，その後時点③までの事実の変化を区別して整理する（Ｃ市の拒否理由が，３月１３日の困難性要件に関するもの（「確実であるとはいえない」）から，６月１６日の補充性要件に関するもの（自ら契約することが困難）へ移ったことを含む。）	5	対応	U012, U018	公式の各要件・両当事者の主張反論に対応する。個別事実の評価には結論の選択余地がある。
36	Ｂの主張として，Ａの回復，原因が食事にあったこと，３月１０日の約束，６月１５日の誓約書（定期的な血液検査，数値低下時の直ちの入院又は入所）から，困難性要件が消滅したとする	4	対応	U018	公式の各要件・両当事者の主張反論に対応する。個別事実の評価には結論の選択余地がある。
37	Ｂの主張として，Ｃ市が３月１３日に「確実であるとはいえない」として拒否したことを，要件の存続ではなく安全の確実性を求める誤った基準であると指摘する	3	対応	U018	公式の各要件・両当事者の主張反論に対応する。個別事実の評価には結論の選択余地がある。
38	Ｂの主張として，施設入所への協力の誓約と，契約能力に問題があればＣ市長が後見開始等の審判を請求できること（老人福祉法３２条）から，補充性要件も消滅したとする	4	対応	U018	公式の各要件・両当事者の主張反論に対応する。個別事実の評価には結論の選択余地がある。
39	Ｃ市の反論として，医師の説明後も改善しなかった経緯と，約束・誓約の実効性の欠如から，困難性要件が存続するとする	4	対応	U019	公式の各要件・両当事者の主張反論に対応する。個別事実の評価には結論の選択余地がある。
40	Ｃ市の反論として，６月１６日に挙げたＡの認知面の能力低下と要介護状態の重度化の可能性，Ｂ以外に契約を手助けできる者がいないこと及び虐待が疑われたＢの手助けに頼れないことから，Ａが自ら契約することは困難であり，補充性要件が存続するとする	4	対応	U019	公式の各要件・両当事者の主張反論に対応する。個別事実の評価には結論の選択余地がある。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
41	Ａの意思（3月１１日の「迷っている」，６月１６日の「帰宅してもよい」と受け答えの不一貫）を双方の立場から評価する	3	対応	U018, U019	公式の各要件・両当事者の主張反論に対応する。個別事実の評価には結論の選択余地がある。
42	設問の配点割合（２０：３０：５０）に応じて分量を配分する	1	作法	-	設問の限定・分量配分・追加事実の独立性を守る事項であり、公式趣旨の実体論点の的中数には加えない。
43	設問３で，Ｂの主張とＣ市の反論を要件ごとに対にして示す	3	対応	U019	公式の各要件・両当事者の主張反論に対応する。個別事実の評価には結論の選択余地がある。
44	設問１と設問２の追加的な事実関係を別個独立のものとして扱う	1	作法	-	設問の限定・分量配分・追加事実の独立性を守る事項であり、公式趣旨の実体論点の的中数には加えない。

6 民法

予想PDF・完全一致	参考答案・完全一致
88.5%	84.6%
23 / 26 項目	22 / 26 項目

部分一致を含む割合：予想 100.0% ／ 答案 100.0%。詳細は次の各問で確認。

民法 民事系第１問

時効，遺贈，出来形帰属，解除後の精算という主要論点と金額は広く一致する。

理由付けの補充点として特に確認したいのは，Ｄの抵当権を存続させる結論を，後順位抵当権の独立性と時効の起算点の関係から説明する深度である。

予想PDFは公式が明示的に採る善意のみの保護に対して無過失要求説を大きく展開しており，公式が重視する対立軸とのずれもある。

公式出題趣旨：PDF 5-11頁 ／ 参考答案の公開記事

予想PDFの対応頁：主要8-14

第１表 公式趣旨の全項目との比較

ID	公式趣旨の検討事項（公式PDF頁）	予想PDF	参考答案	一致点・補充点
Q03-U001	Ａの抹消登記請求を時効取得した所有権から構成（5頁）	一致	一致	請求の根拠とＣ・Ｄを分けた応答が明確。
Q03-U002	第１取得時効の短期要件と令和１２年１月１０日の完成（5頁）	一致	一致	自主占有・平穏公然・善意無過失・１０年を具体化。２０年時効の言及は補助である。
Q03-U003	完成前後の第三者の区別と１７７条（5-6頁）	一致	一致	Ｃ・Ｄが第１時効完成後であることを押さえる。
Q03-U004	再度の取得時効を認める制度趣旨（6頁）	一致	一致	平成２４年判決と長期占有の保護に基づく。
Q03-U005	権利対立の発生する最初の抵当権設定登記を起算点とする理由（6頁）	一致	部分一致	予想は対抗関係と再保護の理由を関連付ける。答案はＣの登記時を選ぶが，権利対立がその時に生じることの説明は簡潔。
Q03-U006	第２時効の善意無過失・占有継続と令和３２年４月２０日の完成（6頁）	一致	一致	後に悪意になった事実や抵当権容認の有無も切り分ける。
Q03-U007	Ｃは第２時効完成前の第三者で抵当権消滅・登記抹消（6-7頁）	一致	一致	１４４条・３９７条の説明の選択は結論を妨げない。
Q03-U008	後順位抵当権の独立性をＤに対する判断の問題として設定（6-7頁）	部分一致	部分一致	両資料ともＤを完成後の第三者として存続させるが，公式が明示した『後順位抵当権の独立性』を正面から論証していない。
Q03-U009	独立性と各別進行／一体進行／一体進行・独立消滅という構成の関係（6-7頁）	部分一致	部分一致	別の起算点を仮定する記述はあるが，順位上昇・余剰価値把握・簡便性等の根拠はない。全説の列挙ではなく，自説の構造を説明する必要がある。
Q03-U010	Ｄの存続・消滅の選択に応じた請求の結論（7頁）	一致	一致	Ｃ認容・Ｄ棄却は公式が認める一つの解答。Ｄも消滅する構成を採らなかったこと自体は本記事では不一致の理由とはしない。
Q03-U011	特定遺贈によるＥ死亡時のＦの取得とＦ自身の請求権（7-8頁）	一致	一致	遺言執行者の権限と受遺者の物権的請求の併存を理解する。
Q03-U012	遺贈と相続人からの取得の対抗関係（7-8頁）	一致	一致	判例に従い１７７条を適用し，相続による承継との混同を避ける。
Q03-U013	遺言執行者の指定があれば就職承諾前も処分禁止（8頁）	一致	一致	空白期間の執行妨害防止と昭和６２年判決を示す。
Q03-U014	平成３０年改正による１０１３条２項ただし書の第三者保護（8頁）	一致	一致	旧判例の結論をそのまま適用しない。
Q03-U015	善意の第三者に無過失を要求しない理由とＫの該当性（8頁）	一致	一致	予想は無過失を明示する他の規定との文言差と，調査手段・回答の正確性の限界を示し，無過失不要説でＫを保護する。答案もこの理由を説明する。予想が別説を併記することだけでは一致判定を下げない。
Q03-U016	管理処分権欠缺の治癒→有効な競合取得→１７７条→Ｆの請求棄却（8頁）	一致	一致	『治癒』の語はなくても，無効を対抗できず登記の先後でＫ優先という構造を示す。

ID	公式趣旨の検討事項（公式PDF頁）	予想PDF	参考答案	一致点・補充点
Q03-U017	１７７条不適用説を採る場合の９４条２項・３２条類推と外観法理（7-8頁）	対象外	対象外	両資料は判例の１７７条適用説を採るため，この条件付き枝の不記載を必須論点の見落としには数えない。公式が想定する別解としては予想に含まれていない。
Q03-U018	解除時の出来形の客体性と元請特約の要件充足（8-9頁）	一致	一致	独立建物・有効な解除・帰属時点を特定。
Q03-U019	一括下請の履行補助者的立場と元請特約の拘束（9頁）	一致	一致	平成５年判決の規範・理由・本件への適用がある。
Q03-U020	注文者への二重払い防止と下請人の選んだ信用危険（9頁）	部分一致	部分一致	予想は信用危険の集中と代位の限界を，答案はＢへの請求と代位行使を示すが，二重払い防止及びＣが自らＢを選んだ危険負担は双方とも明示を補える。
Q03-U021	材料全部の拠出，契約相対効，下請契約に帰属特約なしという反対論（9頁）	一致	一致	Ｃ帰属の論拠を具体的に示す。
Q03-U022	書面承諾という判例との相違と無資力リスクの配分（9頁）	一致	一致	判例との差を認識してなおＡ帰属とする理由があり，反対説にも触れる。単なる結論の踏襲ではない。
Q03-U023	４１５条１項・２項３号，解除，帰責事由（10頁）	一致	一致	完成義務の不履行，催告解除，資金繰りの問題による免責否定を扱う。
Q03-U024	残工事６５０万円から本来の残報酬４００万円を控除して損害２５０万円（10頁）	一致	一致	計算と法的性質が正確。昭和６０年判決の引用がないことは，実質が一致するため直ちに不足とはしない。
Q03-U025	６３４条２号の可分給付・注文者の利益と６割の割合報酬（10頁）	一致	一致	仕事の完成前の解除，引渡し・利益，報酬６００万円を対応させる。
Q03-U026	既払４００万円を控除して残報酬２００万円（10-11頁）	一致	一致	既払額を損害額や原状回復と混同しない。
Q03-U027	２００万円を自働債権，２５０万円を受働債権とする相殺と５０万円認容（11頁）	一致	一致	結論だけでなく債権の方向と精算過程が一致。

第２表 予想評価項目を一つずつ照合

「対応ID」は第１表のU番号。重みは元記事の独自評価であり、公式配点ではない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
1	令和８年１月１日現在において施行されている法令（改正後の６３４条，１０１３条２項ただし書，８９９条の２等）を基準に論じる	2	補充	-	法令基準日、別期間・別条文の除外、判例区別、計算整理等。公式趣旨が独立に全項目の記載を要求しているとはいえない。
2	各請求の根拠（所有権に基づく妨害排除請求としての抹消登記手続請求，４１５条の損害賠償請求）を特定する	3	対応	U001	公式の主要構成・事実・金額に対応する。公式は複数説を許す箇所があり、記事の結論だけを唯一解とはしない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
3	１６２条２項の要件（所有の意思，平穏・公然，占有開始時の善意無過失）を示し，令和１２年１月１０日に取得時効が完成したことを示す	3	対応	U002	公式の主要構成・事実・金額に対応する。公式は複数説を許す箇所があり、記事の結論だけを唯一解とはしない。
4	時効取得者と時効完成後の第三者とは対抗関係に立ち，Ｃ・Ｄはいずれも当初の時効との関係では時効完成後の第三者であることを示す	4	対応	U003	公式の主要構成・事実・金額に対応する。公式は複数説を許す箇所があり、記事の結論だけを唯一解とはしない。
5	２０年の取得時効（令和２２年１月１０日完成）もＣの登記より前に完成しており，結論を変えないことを確認する	2	補充	U002	法令基準日、別期間・別条文の除外、判例区別、計算整理等。公式趣旨が独立に全項目の記載を要求しているとはいえない。
6	再度の取得時効の規範（抵当権設定登記後に時効取得に必要な期間の占有を継続すれば，抵当権の容認等の特段の事情がない限り抵当権は消滅する）を示す	5	対応	U004	公式の主要構成・事実・金額に対応する。公式は複数説を許す箇所があり、記事の結論だけを唯一解とはしない。
7	その理由付け（長期間継続した占有を保護する時効制度の趣旨）を示す	3	対応	U004	公式の主要構成・事実・金額に対応する。公式は複数説を許す箇所があり、記事の結論だけを唯一解とはしない。
8	Ｃの登記の時点でのＡの善意無過失と，令和３２年４月２０日の再度の時効完成を日付で示す	4	対応	U005, U006	公式の主要構成・事実・金額に対応する。公式は複数説を許す箇所があり、記事の結論だけを唯一解とはしない。
9	抵当権の存在を令和３５年９月３日まで知らなかったことから，抵当権を容認していたなどの特段の事情がないことを評価する	3	対応	U006	公式の主要構成・事実・金額に対応する。公式は複数説を許す箇所があり、記事の結論だけを唯一解とはしない。
10	Ａがそれ以前に時効を援用していないことを指摘し，援用後に起算点をずらすことを否定した判例と区別する	4	補充	U006	法令基準日、別期間・別条文の除外、判例区別、計算整理等。公式趣旨が独立に全項目の記載を要求しているとはいえない。
11	援用時のＡの悪意は，占有開始時（再度の時効の起算点）の善意無過失で足りる以上，結論に影響しないことを示す	2	対応	U006	公式の主要構成・事実・金額に対応する。公式は複数説を許す箇所があり、記事の結論だけを唯一解とはしない。
12	効果として，Ｃの抵当権が消滅し，Ｃに対する請求が認められることを示す	3	対応	U007	公式の主要構成・事実・金額に対応する。公式は複数説を許す箇所があり、記事の結論だけを唯一解とはしない。
13	Ｄの登記は再度の時効完成（令和３２年４月２０日）の後であり，Ｄとの関係でも対抗問題となって，登記のないＡは対抗できないことを示す	5	部分対応	U008, U009	Ｄについて後順位抵当権の独立性と時効進行の構造を補う。出来形の既払割合は補助事情として信用危険の配分に結び付ける。
14	起算点を任意に選択してＤの登記後に時効を完成させる主張は許されないことを示す	4	部分対応	U005, U009	Ｄについて後順位抵当権の独立性と時効進行の構造を補う。出来形の既払割合は補助事情として信用危険の配分に結び付ける。
15	仮に抵当権者ごとに登記時から起算しても，Ｄの登記から１０年を経過するのは令和４３年２月１５日であり，Ａの援用時には時効が完成していないことを示す	3	部分対応	U008, U009	Ｄについて後順位抵当権の独立性と時効進行の構造を補う。出来形の既払割合は補助事情として信用危険の配分に結び付ける。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
16	結論をＣとＤとで分けて示す（Ｃに対する請求は認められ，Ｄに対する請求は認められない）	3	対応	U007, U008, U010	公式の主要構成・事実・金額に対応する。公式は複数説を許す箇所があり、記事の結論だけを唯一解とはしない。
17	特定遺贈により遺言者の死亡時に所有権が受遺者に移転し，遺言執行者があっても受遺者は自ら第三者に妨害排除を求め得ることを示す	3	対応	U011	公式の主要構成・事実・金額に対応する。公式は複数説を許す箇所があり、記事の結論だけを唯一解とはしない。
18	遺贈による物権変動にも登記を要し，原則として登記のないＦは登記を備えたＫに対抗できないことを示す	4	対応	U012	公式の主要構成・事実・金額に対応する。公式は複数説を許す箇所があり、記事の結論だけを唯一解とはしない。
19	８９９条の２は相続による承継の規律であり，遺贈には適用されないことを示す	2	補充	U012	法令基準日、別期間・別条文の除外、判例区別、計算整理等。公式趣旨が独立に全項目の記載を要求しているとはいえない。
20	遺言執行者がある場合の相続人の処分は無効であること（１０１３条１項・２項本文）を示す	4	対応	U013	公式の主要構成・事実・金額に対応する。公式は複数説を許す箇所があり、記事の結論だけを唯一解とはしない。
21	遺言執行者の就職承諾前にされた処分も「遺言執行者がある場合」に当たるかを，制度趣旨から理由を付けて論じる	5	対応	U013	公式の主要構成・事実・金額に対応する。公式は複数説を許す箇所があり、記事の結論だけを唯一解とはしない。
22	Ｈの持分の売却が「相続財産の処分」に当たり，その処分（持分の移転）が無効となることを示す（Ｈが遺言の内容を知っていたことは要件でない）	2	対応	U013	公式の主要構成・事実・金額に対応する。公式は複数説を許す箇所があり、記事の結論だけを唯一解とはしない。
23	１０１３条２項ただし書により，無効を善意の第三者に対抗できないことと，Ｋが本件遺言を知らなかった（善意）ことを示す	4	対応	U014	公式の主要構成・事実・金額に対応する。公式は複数説を許す箇所があり、記事の結論だけを唯一解とはしない。
24	ＫがＨに遺言の有無を尋ねなかった事実を踏まえ，無過失を要するかを論じ，結論を示す	5	対応	U015	公式の主要構成・事実・金額に対応する。公式は複数説を許す箇所があり、記事の結論だけを唯一解とはしない。
25	無過失を要しないとする論拠（文言，９５条４項・９６条３項との対比，第三者の調査の困難，１００７条２項の通知等による執行の確保）を示す	4	対応	U015	公式の主要構成・事実・金額に対応する。公式は複数説を許す箇所があり、記事の結論だけを唯一解とはしない。
26	ただし書で保護されたＫとＦとが１７７条の対抗関係に立ち，登記を備えたＫが優先することを示す	4	対応	U016	公式の主要構成・事実・金額に対応する。公式は複数説を許す箇所があり、記事の結論だけを唯一解とはしない。
27	改正前の判例（受遺者は登記なくして処分の無効を対抗できる）の結論が，平成３０年改正のただし書により修正されていることを示す	2	対応	U014	公式の主要構成・事実・金額に対応する。公式は複数説を許す箇所があり、記事の結論だけを唯一解とはしない。
28	就職承諾前には１０１３条が及ばないと解しても，１７７条により同じ結論になることを示す	2	補充	U016	法令基準日、別期間・別条文の除外、判例区別、計算整理等。公式趣旨が独立に全項目の記載を要求しているとはいえない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
29	単純承認の前提を守り，相続放棄等を論じない	1	補充	-	法令基準日、別期間・別条文の除外、判例区別、計算整理等。公式趣旨が独立に全項目の記載を要求しているとはいえない。
30	本件出来形が独立の不動産（建物）であり，所有権の客体であることを確認する	2	対応	U018	公式の主要構成・事実・金額に対応する。公式は複数説を許す箇所があり、記事の結論だけを唯一解とはしない。
31	本件契約①の解除（令和８年９月２日の催告，１０月１日の解除）が有効であり，帰属の合意の前提が満たされることを示す	2	対応	U018	公式の主要構成・事実・金額に対応する。公式は複数説を許す箇所があり、記事の結論だけを唯一解とはしない。
32	反対の立場の論拠として，材料の全部を提供した請負人に所有権が帰属するという考え方を示す	4	対応	U021	公式の主要構成・事実・金額に対応する。公式は複数説を許す箇所があり、記事の結論だけを唯一解とはしない。
33	反対の立場の論拠として，Ａ・Ｂ間の帰属の合意は契約当事者でないＣを拘束しないことと，本件契約②に帰属の合意がないことを示す	4	対応	U021	公式の主要構成・事実・金額に対応する。公式は複数説を許す箇所があり、記事の結論だけを唯一解とはしない。
34	反対の立場の論拠として，Ｃの報酬の大半が未払であることと，Ａの支払額（４００万円）が出来形の価値（６割）に満たないことを示す	3	部分対応	U020, U021	Ｄについて後順位抵当権の独立性と時効進行の構造を補う。出来形の既払割合は補助事情として信用危険の配分に結び付ける。
35	一括下請負人は注文者との関係で元請負人の履行補助者的立場に立ち，元請契約に解除時の出来形を注文者に帰属させる約定があるときは，注文者と下請負人との間に格別の合意があるなど特段の事情のない限り，出来形は注文者に帰属するとの規範を示す	5	対応	U019	公式の主要構成・事実・金額に対応する。公式は複数説を許す箇所があり、記事の結論だけを唯一解とはしない。
36	一括下請負であることとＣがそれを知っていたことを当てはめ，ＣがＡとの関係でＢの履行補助者的立場に立つことを示す	4	対応	U019	公式の主要構成・事実・金額に対応する。公式は複数説を許す箇所があり、記事の結論だけを唯一解とはしない。
37	平成５年判決の事案（一括下請負に注文者の承諾がなく，注文者は下請契約の存在さえ知らず，出来形の価格の２倍以上を支払済み）との違い（Ａの書面による承諾，Ａの支払額が出来形の価値に満たないこと）を指摘し，それでも特段の事情に当たらない理由（承諾は一括下請負の禁止を解くもので出来形の帰属についての格別の合意ではないこと，元請負人への報酬請求，債権者代位による報酬確保）を示す	5	対応	U020, U022	公式の主要構成・事実・金額に対応する。公式は複数説を許す箇所があり、記事の結論だけを唯一解とはしない。
38	結論（本件出来形の所有権はＡに帰属する）を示す	3	対応	U022	公式の主要構成・事実・金額に対応する。公式は複数説を許す箇所があり、記事の結論だけを唯一解とはしない。
39	債務不履行による解除と履行に代わる損害賠償（４１５条２項３号）の併存，Ｂの帰責事由を示す	3	対応	U023	公式の主要構成・事実・金額に対応する。公式は複数説を許す箇所があり、記事の結論だけを唯一解とはしない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
40	６３４条２号の要件（仕事の完成前の解除，可分な部分の給付，注文者の利益）を示し，請負人の債務不履行による解除にも適用されることを示す	4	対応	U025	公式の主要構成・事実・金額に対応する。公式は複数説を許す箇所があり、記事の結論だけを唯一解とはしない。
41	Ｂの報酬額を１０００万円×６割＝６００万円と算定する	4	対応	U025, U026	公式の主要構成・事実・金額に対応する。公式は複数説を許す箇所があり、記事の結論だけを唯一解とはしない。
42	既施工部分には解除の効果が及ばず，既払の４００万円の原状回復を求められないことを示す	3	補充	U025	法令基準日、別期間・別条文の除外、判例区別、計算整理等。公式趣旨が独立に全項目の記載を要求しているとはいえない。
43	Ｄへの６５０万円の出捐を通常生ずべきものとして評価し，損害額を２５０万円（６００万円＋６５０万円－１０００万円）と算定する	5	対応	U024	公式の主要構成・事実・金額に対応する。公式は複数説を許す箇所があり、記事の結論だけを唯一解とはしない。
44	報酬残額２００万円を自働債権とする相殺の要件（同種の債権，弁済期，５０９条非該当）を検討し，Ｂの反論が２００万円の限度で理由があることを示す	4	対応	U026, U027	公式の主要構成・事実・金額に対応する。公式は複数説を許す箇所があり、記事の結論だけを唯一解とはしない。
45	Ａの請求が認められる範囲を５０万円と金額で示す	4	対応	U027	公式の主要構成・事実・金額に対応する。公式は複数説を許す箇所があり、記事の結論だけを唯一解とはしない。
46	２５０万円（損害），２００万円（相殺される報酬残額），５０万円（認容額）の法的性質を混同しない	3	対応	U024, U026, U027	公式の主要構成・事実・金額に対応する。公式は複数説を許す箇所があり、記事の結論だけを唯一解とはしない。
47	本件契約②の金額（８００万円・２００万円）をＡ・Ｂ間の報酬や損害の算定に用いない	2	補充	U024	法令基準日、別期間・別条文の除外、判例区別、計算整理等。公式趣旨が独立に全項目の記載を要求しているとはいえない。
48	遅延賠償を論じない	1	補充	-	法令基準日、別期間・別条文の除外、判例区別、計算整理等。公式趣旨が独立に全項目の記載を要求しているとはいえない。
49	問題文の日付と金額を正確に用い，時効の完成日や損害額の計算過程を示す	2	補充	-	法令基準日、別期間・別条文の除外、判例区別、計算整理等。公式趣旨が独立に全項目の記載を要求しているとはいえない。
50	参照する判例を，どの判例か特定できる形で示す	2	補充	-	法令基準日、別期間・別条文の除外、判例区別、計算整理等。公式趣旨が独立に全項目の記載を要求しているとはいえない。

7 商法

予想PDF・完全一致	参考答案・完全一致
95.0%	90.0%
19 / 20 項目	18 / 20 項目

部分一致を含む割合：予想 100.0% ／ 答案 100.0%。詳細は次の各問で確認。

商法 民事系第２問

主要論点，計算及び取締役報酬３００万円の構成は高い一致。

株式譲渡制限では144条２項の価格決定制度の趣旨，二重譲渡では会社に対する不当拒絶とＡへの対抗を分けた論証を補強したい。

公式が認める他説を採らなかったことは誤りとしない。

公式出題趣旨：PDF 11-16頁 ／ 参考答案の公開記事

予想PDFの対応頁：主要科目15-19

第１表 公式趣旨の全項目との比較

ID	公式趣旨の検討事項（公式PDF頁）	予想PDF	参考答案	一致点・補充点
Q04-U001	退職時売戻し合意③の効力を独立に検討（11頁）	一致	一致	全部無効を前提にしない点は一致。④まで論じる部分は公式の主軸を超える。
Q04-U002	株主間合意と会社・株主間合意の区別及び創業者の影響力（12頁）	一致	一致	会社関与の程度と自由意思を評価。Ａが持株会でないことだけで無効としない。
Q04-U003	時期・相手方の拘束と非上場株式の換金機会（12頁）	一致	一致	退職時の制限と換金確保の両面を扱う。
Q04-U004	144条２項の裁判所価格決定による投下資本回収の保障（12頁）	部分一致	部分一致	回収・値上がり益には言及するが，法定の価格決定制度と対照する説明が薄い。
Q04-U005	取得100円・現在1000円，下落リスク，配当10円，任意取得（12頁）	一致	一致	結論有効は公式の許容する議論の範囲。
Q04-U006	株券不発行会社の二重譲渡と名義書換の対抗要件（13頁）	一致	一致	会社に対する請求とＡへの請求を区別する。
Q04-U007	不承認通知後40日経過によるみなし承認と適法な書換請求（13頁）	一致	一致	日付計算及び共同請求に対応。
Q04-U008	Ｃの先行請求に応じない不当拒絶の理由付け（13頁）	一致	一致	会社への対抗可能性の核心を捕捉。
Q04-U009	不当拒絶からＡへの対抗を当然には導けないこと（13頁）	一致	一致	答案はＡの先行取得と保全目的という反論を示した上で，違法な留保に乗じて名簿書換えの先後を作り出すことを信義則違反と論じる。不当拒絶だけから当然にＡにも対抗できるとしているわけではない。
Q04-U010	Ａの書換優先・Ｃの地位喪失という別構成（13頁）	対象外	対象外	公式の許容する別説。全構成を併記する義務はなく不採用だけを理由に本比較の評価を下げない。
Q04-U011	無効及び不存在の訴え，提訴要件（13頁）	一致	一致	両訴訟の可能性を検討。
Q04-U012	会社資金の循環，回収不能貸金，調達意思の欠如から仮装を認定（14頁）	一致	一致	経済的実質を捉えている。
Q04-U013	旧法判例と現行213条の２・３，209条を踏まえ効力を論証（14頁）	一致	一致	否定説は公式が明示的に許容する。
Q04-U014	Ｅ側の希釈化・財産不確保と否定説の反論（14頁）	一致	一致	本問と特別決議欠缺判例の違いを説明。
Q04-U015	肯定説の譲渡禁止仮処分・被保全権利，責任未履行への懸念（14頁）	対象外	対象外	肯定説を採る場合の追加論拠。否定説採用答案の必須論点とはしない。
Q04-U016	丁の悪意と支払未了，209条３項の議決権制限（15頁）	一致	一致	発行有効でも権利行使不能という区別が一致。

ID	公式趣旨の検討事項（公式PDF頁）	予想PDF	参考答案	一致点・補充点
Q04-U017	決議取消し，５万票除外後賛成４万／10万，裁量棄却不可（15頁）	一致	一致	公式は票数を詳記しないがその適用を具体化した内容。
Q04-U018	全員への招集通知欠缺と取消期間経過，不存在の検討（15頁）	一致	一致	52%出席と48%参加不能の双方を評価。
Q04-U019	追認による遡及効の否定とＦの既得報酬保護（15頁）	一致	部分一致	結論一致。答案は不存在行為の追認不能が中心で，第三者Ｆの利益侵害という公式の実質理由を追記できる。
Q04-U020	４月30日の新しい解任としての効力（15頁）	一致	一致	追認と将来効を区別。
Q04-U021	在任中の報酬と解任後の339条２項損害を区別（15頁）	一致	一致	長期療養でも在任中の報酬が当然に消滅しない。
Q04-U022	職務不能と正当理由，２～４月300万円（16頁）	一致	一致	公式が例示する結論と一致。他の500万円・０円は構成別の説明。

第２表 予想評価項目を一つずつ照合

「対応ID」は第１表のU番号。重みは元記事の独自評価であり、公式配点ではない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
1	Ｃの立場の主張として，本件合意のうち退職時に１株１００円でＡに譲渡する旨の定め（③。④を含む）の無効を主張し，本件合意全体の無効はＢのＡからの取得原因まで失わせＣ自身の取得も崩すため採らないことを示す	4	対応	U001	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。
2	１２７条は株式譲渡自由の原則を定め，会社が定款で譲渡を制限する場合は１０７条１項１号等がその例外として規律するにとどまり，いずれも株主間の契約を直接規律しないことを示す	4	対応	U002	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。
3	甲社の関与（取締役会の賛同，社内報での周知，手続の迅速な実施の約束）を評価し，会社による譲渡制限と同視できるかを論じる	3	対応	U002	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。
4	公序良俗違反の判断枠組み（制度目的の合理性，取得価格と譲渡価格の対応，自由意思による合意，配当等による利益の享受，株式の市場性の欠如）を，従業員の株式保有に関する判例を踏まえて示す	5	部分対応	U003, U004	144条２項の制度趣旨、Ａへの対抗の独自理由、Ｆの第三者利益という説明を補強。
5	取得価格と譲渡価格がいずれも１株１００円で，取得時の株式価値が１００円を超えなかったことから，投下資本を全額回収できることを評価する	4	対応	U004, U005	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
6	株式価値が取得時を下回った時期にもAが１００円で買い戻してきたこと（下落の危険をBが負わないこと）を評価する	3	対応	U005	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。
7	毎年１株１０円（取得価格の１割）の剰余金の配当を評価する	3	対応	U005	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。
8	Bが本件書面の内容に同意して自署し，本件合意をしたこと（自由意思）を評価する	3	対応	U005	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。
9	本件譲渡の直前に１株１０００円で募集株式が発行されたこと（値上がり益の喪失）を反対の事情として評価する	4	対応	U004, U005	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。
10	譲受人が取締役会の指定する者や持株会ではなくA個人であることを，判例の事案との違いとして検討する	4	対応	U002	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。
11	本件合意の有効性について結論を示し，有効とする場合は，Bの退職による停止条件の成就でAが本件株式を取得したことを示す	3	対応	U003	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。
12	Bの退職によるAへの譲渡とCへの本件譲渡が二重譲渡となること，及び承認のない譲渡制限株式の譲渡も当事者間では有効であることを示す	4	対応	U006	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。
13	株券不発行会社では株主名簿の記載が会社及び第三者に対する対抗要件となり（１３０条１項），二重譲受人の優劣がこれで決まることを示す	4	対応	U006	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。
14	甲社が令和２年８月１０日に不承認を通知した後，１０日以内の指定買取人の通知も４０日以内（9月１９日まで）の会社の買取通知もなかったことから，１４５条２号により本件譲渡の承認がみなされることを示す	5	対応	U007	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。
15	１４５条ただし書の別段の合意がないこと（本件合意は甲社を当事者としないこと）に触れる	2	対応	U007	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。
16	B・Cの共同請求（１３３条２項）が，みなし承認により１３４条１号を満たし適法であることを示す	3	対応	U007	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。
17	Aの取得承認請求と名義書換請求が５年前に署名された本件請求書によることについて，共同請求の要件（１３７条２項，１３３条２項）の趣旨から効力を検討する	3	補充	U007	旧共同請求書、別類型判例、840条返還・責任追及は公式の独立要求項目ではない補助論拠。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
18	甲社がCの請求への返答を留保してAに請求を促し，先にAの名義書換をしたことを正当な事由のない拒絶・遅延と評価し，甲社はCを株主として取り扱わなければならないことを示す	5	対応	U008	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。
19	AがCの請求を知りながら甲社に拒絶を要請し，甲社と通じて先に名義書換を得たことについて，Aの目的（自己の取得の保全か，Cの書換の妨害か）と甲社との通謀の程度を評価し，Aが１３０条１項の第三者として名簿の記載の欠缺を主張できるかを検討する	5	部分対応	U009	144条２項の制度趣旨、Aへの対抗の独自理由、Fの第三者利益という説明を補強。
20	Aが先行取得者で退職を知らなかったこと，及びBの本件合意④違反に対する責任追及の可能性を，反対の事情として評価する	3	対応	U009, U010	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。
21	甲社及びAに対する確認の利益に触れ，本件訴えに係る請求の当否を結論付ける	2	対応	U009	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。
22	新株発行無効の訴え（８２８条１項２号），原告適格（同条２項２号）及び被告（８３４条２号）を示す	3	対応	U011	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。
23	非公開会社の提訴期間（効力発生日である払込期日の令和６年１０月１５日から１年）を示し，令和７年７月１日に事実を知ったEが提訴できることを示す	3	対応	U011	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。
24	見せ金の判断（外形上の払込みがあっても会社資金を確保する実質がなければ有効な払込みではない）を示し，甲社の資金が丁社・丙社を経て還流したこと，③の合意，丙社の資力，丁社が返済を求めていないことから，払込みの仮装（２１３条の２第１項１号）を認定する	5	対応	U012	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。
25	仮装払込みが新株発行の無効原因となるかを，平成２６年改正で設けられた２１３条の２，２１３条の３及び２０９条２項・３項の仕組み（株式の成立を前提とする支払義務と権利行使の制限）から検討する	5	対応	U013, U014, U015	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。
26	非公開会社で株主総会の特別決議を欠く募集株式の発行を無効とした判例を示し，本件は特別決議を経ており払込金額も特に有利でないことを区別する	3	補充	U014	旧共同請求書、別類型判例、840条返還・責任追及は公式の独立要求項目ではない補助論拠。
27	見せ金は新株発行の無効原因とならないとした旧商法下の判例が取締役の引受担保責任を理由としていたことと，現行法の関係に触れる	2	対応	U013	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。
28	新株発行不存在確認の訴え（８２９条１号）の可否に触れる	2	対応	U011, U013	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
29	無効判決がされた場合の払戻し（８４０条１項）及び責任追及等の訴え（８４７条１項）による救済に触れる	2	補充	-	旧共同請求書、別類型判例、840条返還・責任追及は公式の独立要求項目ではない補助論拠。
30	決議取消しの訴え（８３１条１項１号），提訴期間（決議の日から３か月）及び被告（８３４条１７号）を示す	3	対応	U017	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。
31	丁社が仮装払込みに係る株式の譲受人（２０９条３項）であり，スキームの当事者として悪意であるから議決権を行使できないことを示す	5	対応	U016	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。
32	丙社又はＤによる支払（２１３条の２，２１３条の３）がされていないこと（２０９条２項）を確認する	2	対応	U016	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。
33	丁社の議決権を除いた計算（行使できる議決権１０万，出席１０万，賛成９万−５万＝４万）を示し，定足数を満たすが過半数に達しないことを示す	4	対応	U017	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。
34	違反が決議に影響を及ぼすから裁量棄却（８３１条２項）ができないことを示す	3	対応	U017	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。
35	小問１の結論（無効原因なし）と小問２の結論（丁社の議決権行使の制限による決議取消し）を整合させる	3	対応	U016	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。
36	Ｆの立場の主張を選別し，招集手続の瑕疵を取消事由とする主張は出訴期間（令和７年４月３０日まで）の経過により採れず，決議不存在を主張すべきことを示す	4	対応	U018	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。
37	取締役の任期（３３２条１項，定款の定めなし）が令和７年６月３０日の定時株主総会の終結時に満了すること，及び５００万円の算定（月額１００万円×５か月）を示す	3	対応	U021	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。
38	招集手続の瑕疵は原則として取消事由であるが，瑕疵が著しく法律上株主総会の決議と評価できない場合は決議不存在となるという基準を示す	4	対応	U018	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。
39	招集通知が全株主に一切発出されず，Ｆを含む１６名（４万８０００株）が出席の機会を奪われた一方，取締役会の招集決定があり５万２０００株の株主が出席したことを評価する	5	対応	U018	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。
40	全員出席総会及び招集手続の省略（３００条）に当たらないこと（出席者も招集通知を意識していなかったこと）を示す	3	対応	U018	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
41	追認決議の遡及効について，取消事由のある決議の再決議と区別し，不存在の決議に追認の対象があるか（遡及効の有無）を検討する	5	部分対応	U019	144条２項の制度趣旨、Ａへの対抗の独自理由、Ｆの第三者利益という説明を補強。
42	追認決議を新たな解任決議として扱えるか（民法１１９条ただし書の類推，目的事項との関係（３０９条５項））を検討する	4	対応	U020	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。
43	具体的に定められた報酬は会社と取締役間の契約内容となり，療養による職務不履行を理由に一方的に支払わないことはできないことを示す	4	対応	U021	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。
44	解任後の期間について３３９条２項の損害賠償を検討し，病気による長期療養と取締役会への不出席が「正当な理由」に当たるかを評価する	4	対応	U021, U022	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。
45	金額の結論（本記事では３００万円）と，構成ごとの金額（５００万円・３００万円・０円）の違いを示す	3	対応	U022	公式の論点・当てはめ又はその具体化に対応する。結論の一つを唯一の正解としない。
46	立場が指定された設問（設問１小問１，設問３）で，考えられる主張の選別とその当否を区別し，当否を中立に評価する	3	作法	-	立場・構成・事実評価・字数配分等についての横断的な答案作成事項。特定の実体論点とは分けて位置付けた。
47	条文を項・号まで示し，判例を特定できる形で示す	2	作法	-	条文・判例の表示方法であり独立した公式配点の裏付けはない。
48	問題文の日付，株式数及び金額を正確に使い，期間と票数を計算して示す	2	作法	-	立場・構成・事実評価・字数配分等についての横断的な答案作成事項。特定の実体論点とは分けて位置付けた。

8 民事訴訟法

予想PDF・完全一致	参考答案・完全一致
94.7%	89.5%
18 / 19 項目	17 / 19 項目

部分一致を含む割合：予想 100.0% ／ 答案 94.7%。詳細は次の各問で確認。

民事訴訟法 民事系第３問

主張共通・秘密文書・既判力という全体構成と指定判例の比較は一致。

最も注意すべき差は技術秘密の当てはめで，公式が不確定とする代替証拠を答案・評価項目が利用可能と断定し，工程の区別の重要性を弱く扱っている。

遮断肯定という結論は公式の許容範囲。

公式出題趣旨：PDF 16-18頁 ／ 参考答案の公開記事

予想PDFの対応頁：主要科目20-24

第１表 公式趣旨の全項目との比較

ID	公式趣旨の検討事項（公式PDF頁）	予想PDF	参考答案	一致点・補充点
Q05-U001	通常共同訴訟の主張共通を39条の独立原則の問題と整理（16頁）	一致	一致	弁論主義の一般論に終始していない。
Q05-U002	肯定説は他人にも有利な主張を共通化（16頁）	一致	一致	抵触行為のないことを加える定式化は補充。
Q05-U003	（ア）請求原因の承認は不利益，（イ）相殺は保証人に有利（16頁）	一致	一致	それぞれの具体的適用を区別。
Q05-U004	応訴態度不明のＹ２を同じ主張者と扱う問題（16頁）	一致	一致	自主的訴訟追行・不作為・分離可能性から論じる。
Q05-U005	技術・職業秘密の平成12年基準（16頁）	一致	一致	社会的価値低下と遂行困難を説明。
Q05-U006	平成18年判例の比較衡量と取材源についての考慮要素（16頁）	一致	一致	秘密該当性と保護相当性を分ける。
Q05-U007	平成20年判例による文書の性質・開示不利益・証拠必要性の比較（16頁）	一致	一致	技術秘密へ適用する理由も明示。
Q05-U008	Ｚの主力製品に共通する技術の開示による事業上の不利益（17頁）	一致	一致	秘密の内容と事業影響を具体化。
Q05-U009	私人間紛争で公益性が高くないこと（17頁）	一致	一致	答案は真実発見・裁判の公正との比較衡量を明示し，「秘密の犠牲を正当化する社会的意義はない」と相対的に評価する。裁判の公正という利益自体を否定した記述とは読まない。代替証拠の利用可能性の評価は次の項目で別に検討する。
Q05-U010	不適合箇所の主張が未確定で文書の必要性を高いといえない段階（17頁）	部分一致	部分一致	答案は工程の違いが責任に直接影響しないと論じるが，公式は現段階の争点・立証状況の不確定性を重視する。
Q05-U011	修理業者・Ｘからの証拠提出の可否が不明（17頁）	一致	方向相違	予想は現実の利用可能性を確認する必要を述べる。答案・評価項目は代替証拠がある／立証できると断定し，公式の留保を落としている。提出拒絶の結論そのものは一致。
Q05-U012	197条１項２号の趣旨を示し３号と比較（17頁）	一致	一致	依頼者の利益・専門職への信頼等のうち自己の立場を説明。
Q05-U013	同一基準か異なる基準かを趣旨から論証（17頁）	一致	一致	異なる基準の採用は許容。平成16年判例を挙げたことは公式が独立に要求するものではない。
Q05-U014	遮断効の必要性と正当性を区別（17頁）	一致	一致	蒸し返し防止・判決実効性と攻撃防御機会を説明。
Q05-U015	昭和51年判例は基準時前事由を後の勝訴判決で蒸し返せない（17頁）	一致	一致	反射効一般の法律構成に深入りする必要はない。
Q05-U016	昭和40年判例との相違＝自働債権の保有者はＹ１でＹ２は相殺権者でない（17頁）	一致	一致	処分の自由はブログの実質的説明として判示そのものと区別。

ID	公式趣旨の検討事項（公式PDF頁）	予想PDF	参考答案	一致点・補充点
Q05-U017	昭和51年判例との相違＝相殺効果が基準時後に現実化（17頁）	一致	一致	基準時後の形成的効果を正面から扱う。
Q05-U018	Ｙ２の主張立証困難，Ｙ１への委任，分離されなかった場合を評価（17頁）	一致	一致	答案は公式例示と反対方向に評価するが，公式は他の評価といずれの結論も許容するので不一致としない。
Q05-U019	遮断の当否を判例との異同・事実に基づき一貫して結論（18頁）	一致	一致	『遮断される』を公式唯一の正解とはしない。評価項目41は否定を固定する文言なので51の両説許容と整合させたい。

第２表 予想評価項目を一つずつ照合

「対応ID」は第１表のU番号。重みは元記事の独自評価であり、公式配点ではない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
1	本件訴訟が，Ｙ１に対する請負代金請求とＹ２に対する保証債務履行請求を併合した通常共同訴訟（３８条前段）であり，４０条の適用がないことを前提として示す	2	対応	U001	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
2	肯定説において主張共通が認められる主張を一般的に定式化する（①他の共同訴訟人に対する請求と共通する事実に関し，②その者に有利で，③その者がこれと抵触する行為をしていないこと）	4	対応	U002	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
3	肯定説が３９条の趣旨を「他の共同訴訟人の行為による不利益からの保護」と捉えるため，主張共通を有利な主張に限り，自白等の不利な陳述を除くことを示す	3	対応	U002	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
4	（ア）が請求原因事実（本件契約の締結・甲の完成）を認める自白であり，Ｙ２訴訟でも主たる債務の発生原因として共通する事実ではあるが，Ｙ２に不利であるから主張共通が認められないと結論する	4	対応	U003	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
5	Ｙ２は交付送達を受けて欠席しているから，公示送達の場合と異なり，Ｙ２訴訟では１５９条３項・１項により同じ事実の擬制自白が成立することに触れる	3	補充	-	擬制自白の細目、実体法根拠、原本提出の余地は補助説明で、公式の独立要求とは区別。
6	（イ）の相殺の主張が，主たる債務の消滅と保証債務の付従性を介して，Ｙ２訴訟でも主たる債務の消滅の抗弁を基礎付ける共通の事実であることを示す	4	対応	U003	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
7	（イ）がＹ２に有利であり，欠席したＹ２に抵触する行為もないから，肯定説からは主張共通が認められ，Ｙ２訴訟でも相殺の成否を審理することになると結論する	4	対応	U003	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
8	自働債権である契約不適合を理由とする損害賠償債権の根拠条文を正しく示す	1	補充	-	擬制自白の細目、実体法根拠、原本提出の余地は補助説明で、公式の独立要求とは区別。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
9	問題の中心が，弁論主義（裁判所と当事者の役割分担）ではなく，共同訴訟人の一人の訴訟行為の効果を他の共同訴訟人に帰属させてよいかという３９条の問題であることを示す	4	対応	U001	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
10	否定説が３９条の趣旨を，各共同訴訟人が他の共同訴訟人に制約されず，自らの判断と責任で訴訟を追行しその結果を受けるという訴訟追行の自律性の保障と理解することを示す	5	対応	U001, U004	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
11	否定説の前提として，通常共同訴訟が本来別々に提起できる訴えを審理の便宜で併合したものにすぎないという構造を示す	3	対応	U001	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
12	否定説の帰結として，有利な主張であっても援用がない限り他の共同訴訟人の訴訟資料とならないことを導き，判例の立場に触れる	4	対応	U004	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
13	肯定説の問題点として，（イ）が（ア）を前提とする一体の答弁であるのに有利な部分だけを切り出すこと，Ｙ１が相殺の主張の撤回や和解をすることをＹ２が制御できないことから，基準が不明確で統一的判断も保障されないことを事実に即して指摘する	4	対応	U004	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
14	肯定説の問題点として，欠席して争う意思を示さないＹ２について，Ｘが１５９条３項の擬制自白による早期終局の利益を失い，甲の欠陥や修理費用５００万円まで争わされるという相手方の手続上の不利益を指摘する	4	対応	U004	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
15	肯定説の問題点として，相殺はＹ１が自己の損害賠償債権を処分する行為であり，Ｙ２には民法４５７条３項という固有の防御方法があるから，Ｙ２の意思と無関係にＹ１の相殺の主張をＹ２の訴訟資料とすることは自律性に反することを指摘する	3	対応	U004	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
16	肯定説の問題点として，通常共同訴訟では弁論の分離が可能であり，Ｙ２の欠席が続けば分離が予定されるため，共通の審理という前提自体が確保されないことを指摘する	3	対応	U004	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
17	Ｙ１がＹ２に当然に補助参加したとする構成を用いない（除外指示の遵守）	1	作法	-	設問の除外・前提に従うための項目。
18	「技術又は職業の秘密」の意義を平成１２年判例に従って示す	2	対応	U005	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
19	平成１８年判例の判断基準（職業の秘密に当たっても保護に値する秘密に限り証言拒絶が認められ，保護に値するかは秘密の公表による不利益と，証言拒絶によって犠牲になる真実発見及び裁判の公正との比較衡量で決すること）を示す	4	対応	U006	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
20	平成１８年判例が取材源について挙げた考慮要素（報道の内容・性質・社会的意義，取材の態様，将来の取材への不利益と，事件の内容・性質・社会的意義，証言の必要性，代替証拠の有無）を示す	3	対応	U006	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
21	平成２０年判例の判断基準（情報の内容・性質，開示により所持者に与える不利益の内容・程度等と，事件の内容・性質，証拠として文書を必要とする程度等との比較衡量）を示す	4	対応	U007	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
22	職業の秘密についての判断基準を技術の秘密にも及ぼす理由（１９７条１項３号が両者を同列に規定し，秘密保持と真実発見・裁判の公正の調整の必要も同じであること）を示す	4	対応	U007	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
23	本件図面等が，Ｚの独自技術によるもので，部外秘とされ，主力製品の製造工程と共通する部分が多いことから，技術の秘密に当たることを示す	3	対応	U005, U008	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
24	開示によるＺの不利益（主力製品の技術の流出，同じ電子機器の製造・販売業者であるＹ１・Ｘへの開示，甲に関する部分を切り離す一部提出でも流出を防げないこと，Ｚが紛争に責任のない第三者であること）を評価する	5	対応	U008	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
25	事件の内容・性質（請負代金５００万円をめぐる会社間の私的な紛争であること）を評価する	3	部分対応	U009	公益性・必要性の評価の断定を弱め、主張（１）の否定を唯一の正解としない。
26	争点（損害賠償債権の存否。引渡時の甲の欠陥の有無及びその原因が問題となる）を問題文どおりに捉え，原因の特定が欠陥の裏付けとなり得ることにも触れた上で，証拠としての必要性が低いこと（Ｘは下請Ｚの工程を含む仕事全体について責任を負うから，欠陥の原因がＺの工程かＸの工程かは不適合の有無にもＸの帰責事由にも直接影響しないこと）を評価する	5	部分対応	U010	公益性・必要性の評価の断定を弱め、主張（１）の否定を唯一の正解としない。
27	甲の現物の鑑定や修理業者の証言という中立的な代替証拠があることを評価し，平成２０年判例の事案（開示の不利益が小さく，代わる証拠がない）との違いを示す	3	方向相違	U011	公式は証拠提出の可否が不明とするのに、項目は代替証拠があることを評価対象に固定している。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
28	比較衡量の結論として，保護に値する技術の秘密が記載されているから，Ｚは提出を拒むことができる（２２０条４号ハ）と結論する	3	対応	U007, U010, U011	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
29	同一基準説の論拠（情報そのものは技術の秘密であり，Ｚが所持すれば比較衡量で提出を命じられ得るのに，弁護士に渡ると保護が強まるのは不均衡であること）を示す	3	対応	U012	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
30	１９７条１項３号の趣旨（秘密の主体が技術・職業について持つ固有の利益の保護であり，真実発見及び裁判の公正との調整に服すること）を示す	4	対応	U012	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
31	１９７条１項２号の趣旨（他人の秘密を託される職業への社会の信頼の保護と，守秘義務と証言義務の衝突の回避）を，弁護士法２３条・刑法１３４条１項の守秘義務と結び付けて示す	4	対応	U012	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
32	両号の異同（３号は秘密の主体の利益を，２号は秘密を託す関係への信頼を保護すること）を明示する	4	対応	U012	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
33	２号の保護を個別事件の必要性との比較衡量で決めると依頼者が開示の有無を予測できず信頼が成り立たないことから，平成１６年判例の基準（本人が秘匿について客観的に保護に値する利益を有するか）は訴訟上の必要性を考慮せず，課題１の基準とは異なると結論する	5	対応	U013	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
34	同一基準説の懸念に応答する（原本を所持するＺには３号の比較衡量による提出命令の途が残り，真実発見の途は閉ざされないこと）	3	補充	U013	擬制自白の細目、実体法根拠、原本提出の余地は補助説明で、公式の独立要求とは区別。
35	本件図面等への平成１６年判例の当てはめをせず，依頼者以外の秘密も含むとの前提を維持する（除外指示の遵守）	1	作法	-	設問の除外・前提に従うための項目。
36	確定判決の既判力の基準時と，請求異議の事由が基準時後に生じたものに限られることを示す	3	対応	U014	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
37	既判力による遮断が必要とされる根拠（蒸し返しの防止による紛争解決の実効性・法的安定）を示す	4	対応	U014	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
38	既判力による遮断が正当化される根拠（前訴での手続保障と自己責任）を示す	4	対応	U014	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
39	反射効を一般に認めても，それは手続関与によらない実体的依存に基づく効果にすぎず，保証人自身の手続保障に裏付けられた既判力に優先しないことを示す	4	対応	U015	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
40	主債務者勝訴判決の理由が保証人敗訴判決の基準時前の事実である以上，援用を認めることは，保証人が自ら主張できない事実で再び争うことを認めるのと同じであり（遮断の潜脱），主債務者勝訴判決の確定自体も基準時後の新たな事由でないことを示す	5	対応	U015	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
41	Ｙ１訴訟の確定判決の理由が相殺による主債務の消滅であり，その効果は基準時後に生じたとの前提と整合させて，援用の可否が相殺による消滅を異議事由とできるか（主張（２））に帰着することを示し，主張（１）を否定する	4	部分対応	U017	公益性・必要性の評価の断定を弱め、主張（１）の否定を唯一の正解としない。
42	反射効を肯定する場合の法律構成に立ち入らない（除外指示の遵守）	1	作法	U015	設問の除外・前提に従うための項目。
43	昭和４０年判例と本件の異同（相殺適状の時期と基準時後の消滅という共通点と，相殺権者本人か，主たる債務者の相殺の効果を付従性により主張する保証人かという相違点）を整理する	4	対応	U016	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
44	昭和５１年判例と本件の異同（保証人敗訴判決の確定後の主債務者勝訴判決という共通点と，主債務の当初からの不成立か，基準時後に効果が生じた消滅かという相違点）を整理する	4	対応	U017	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
45	主たる債務の消滅が文言上は基準時後の事由に当たりうることを認めた上で，Ｙ２が基準時前に民法４５７条３項の履行拒絶を主張できたことが遮断の成否にどう影響するかを論じる	5	対応	U017	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
46	昭和４０年判例の理由（相殺は意思表示によって効力を生ずること）と，その実質についての本記事の理解（反対債権を処分する自由。判決文にはない）とを区別して，それぞれがＹ２に妥当するかを検討する	4	対応	U016	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
47	①について，Ｙ２自身による立証の困難と，共同被告Ｙ１の主張・証拠を利用できたこと（共同訴訟人間の証拠共通）の双方から期待可能性を評価する	4	対応	U018	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
48	②について，Ｙ１の「何もしなくてよい」との発言による欠席を，Ｙ１・Ｙ２の内部事情，交付送達による訴訟係属の認識，３９条との関係から評価する	4	対応	U018	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
49	③について，裁判所が第１回期日に分離せず続行期日を指定したこと，分離の裁量性，設問１の否定説との整合から，弁論の分離の影響を評価する	4	対応	U018	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
50	反対の結論の論拠（履行拒絶権と債務の消滅は別の事由であること，Ｙ２は相殺権を持たないこと，Ｘが二重に利得する結果となること）を取り上げて応答する	4	対応	U018	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
51	主張（２）の当否について，明確な結論を示す（遮断されるとの結論でも，認められるとの結論でもよい）	3	対応	U019	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
52	各課題について，会話が求めた順序と視点（「一般的に」「趣旨をどのように考えているのかを踏まえつつ」「事実関係も踏まえつつ」「異同を簡潔に整理した上で」等）に沿って論じる	2	対応	U019	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。
53	小問間で整合させる（設問１で採った否定説と，設問３の②③の評価とを一致させる）	3	対応	U019	公式の論点又はその理由・具体化に対応。各説の結論を固定しないことが前提。

9 刑法

予想PDF・完全一致	参考答案・完全一致
95.2%	75.0%
20 / 21 項目	15 / 20 項目

部分一致を含む割合：予想 100.0% ／ 答案 95.0%。詳細は次の各問で確認。

刑法 刑事系第１問

主位的な一体行為説，遅すぎた構成要件実現，途中の責任能力低下，公共の危険とその認識という中心論点はほぼ捕捉。

ただし分断説で①を殺人未遂とする予備的説明は，通常は傷害罪とする公式の記述との重要なずれ。

窃盗の詳論は公式に独立した説明がなく，的中項目として過大評価しない。

公式出題趣旨：PDF 18-22頁 ／ 参考答案の公開記事

予想PDFの対応頁：主要科目25-31

第１表 公式趣旨の全項目との比較

ID	公式趣旨の検討事項（公式PDF頁）	予想PDF	参考答案	一致点・補充点
Q06-U001	行為の一体性を論じる理由を責任能力処理と結ぶ（19頁）	一致	一致	答案は②開始時心神耗弱と致命傷の発生を問題の所在にする。
Q06-U002	同一機会・時間場所の近接と約１時間の中断（19頁）	一致	一致	両方向の事実を検討。
Q06-U003	殺意の継続と強化，動機の変化，居眠り，凶器・傷害の相違（19頁）	一致	一致	一体性肯定は公式の許容範囲。長崎地判にも答案は言及。
Q06-U004	甲乙の共謀・殺意と制圧，殴打の役割分担（19頁）	一致	一致	簡潔な構成要件充足で足りる点も整合。
Q06-U005	③は死亡誤信後の別意思であり先行行為と安易に一体化しない（20頁）	一致	一致	いわゆる遅すぎた構成要件実現の内容を捉える。
Q06-U006	死亡の直接原因はスーツケース内の窒息（20頁）	一致	一致	脳挫傷による死亡と取り違えない。
Q06-U007	③を介在事情とし先行行為の危険の現実化を検討（20頁）	一致	一致	死亡誤信・隠蔽・脱出不能を結ぶ。
Q06-U008	因果経過の錯誤と通常の錯誤論の関係（20頁）	一致	一致	答案は同一構成要件内の符合と反対動機形成可能性を説明。
Q06-U009	後行行為だけに結果を帰属する説と未遂・過失致死（20頁）	一致	対象外	予想は別説も説明。答案は因果関係肯定説なので別説を全面展開する義務はない。26は採用説を条件とする項目にすべき。
Q06-U010	同時存在原則の意義・責任主義という根拠（20頁）	一致	一致	終始必要説と開始時足りる説の対立のうち自説を示す。
Q06-U011	実行途中の低下と典型的な原因において自由な行為を区別（20頁）	一致	一致	自発的飲酒だけで直ちに減軽を排除しない説明が必要。
Q06-U012	①②分断時，①単体の殺人実行行為性と通常は傷害罪（21頁）	部分一致	方向相違	予想は危険性を検討するが，傷害罪にとどまる公式の標準的整理を示さない。答案・項目16は殺人未遂と断定する。主位的一体説を誤りとする趣旨ではない。
Q06-U013	分断説では②につき原因において自由な行為と整合性を検討（21頁）	一致	部分一致	答案は打合せ時意思決定から結論を即断し，原因行為・責任能力・実行行為の理論的対応が圧縮されている。
Q06-U014	心神喪失でなく耗弱，耗弱を積極利用する意図もない特殊性（21頁）	一致	部分一致	予想は飲酒の各段階と能力・意思を慎重に分ける。答案は打合せ時能力を推認するが，限定能力が残る点等の理論的意味が薄い。
Q06-U015	乙の責任を個別に判断する（18・20頁）	一致	一致	乙は終始完全責任能力を有する。甲について心神耗弱による刑の減軽を認める構成を採る場合でも，乙が当然に減軽されるものではない。
Q06-U016	110条１項の客体・他人所有・焼損・共同実行（21頁）	一致	一致	採用する犯罪の基本要件に対応。

ID	公式趣旨の検討事項（公式PDF頁）	予想PDF	参考答案	一致点・補充点
Q06-U017	公共の危険は建造物延焼だけに限られないとの判例（22頁）	一致	一致	判例以外の限定説にも理由をもって応答する余地。
Q06-U018	市街地の判例と無人の港・Ｃ車１台・ゴミ300キロの違い（22頁）	一致	部分一致	答案も不利な事実を挙げるが，来訪者の抽象的可能性だけで公共性を満たすのかをもう一段説明したい。予想はこの区別が明確。
Q06-U019	公共の危険の認識要否と甲乙の異なる認識（22頁）	一致	一致	答案は不要説を採用。必要説の分岐は何を公共の危険と認定するかにも依存する。
Q06-U020	自己の公共危険の定義と認識対象の整合（22頁）	一致	部分一致	人への危険だけで公共性を肯定する場合は甲もその認識がない点を予想は扱うが，答案の必要説傍論は甲成立・乙器物損壊に固定。
Q06-U021	各人の成立罪名・罪数と除外指定（18頁）	一致	一致	窃盗の独立論点について公式に詳論はないが，全罪責の設問上の補充検討として区別する。

第２表 予想評価項目を一つずつ照合

「対応ID」は第１表のU番号。重みは元記事の独自評価であり、公式配点ではない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
1	甲及び乙について，①行為から放火行為までの行為ごとに分けて検討し，各行為者の最終的な罪責と罪数まで示す	3	対応	U021	中心的な公式の論点・当てはめ・答案構成に対応。
2	刑法１０４条・１９０条の罪及び特別法違反（証拠隠滅，死体遺棄・損壊，道路交通法違反等）を論じない	1	対応	U021	中心的な公式の論点・当てはめ・答案構成に対応。
3	設問１の二つの指示（①行為と②行為の関係の把握，「行為と責任の同時存在の原則」の意義と根拠）に，それぞれ明示に答える	3	対応	U001	中心的な公式の論点・当てはめ・答案構成に対応。
4	①行為の時点で，殺人の未必の故意と，暗黙の意思連絡による共謀を認定する	3	対応	U004	中心的な公式の論点・当てはめ・答案構成に対応。
5	Ａがトイレに逃げ込んだ後の甲乙の打合せ（出て来たら取り押さえる，死んでも構わない）を，②行為の共謀と役割分担として位置付ける	4	対応	U004	中心的な公式の論点・当てはめ・答案構成に対応。
6	②行為の開始時に甲が心神耗弱に陥り，致命傷となる脳挫傷が②行為で生じたことから，①②を別個の行為とみると②行為に刑法３９条２項が適用され得るという問題の所在を示す	4	対応	U001	中心的な公式の論点・当てはめ・答案構成に対応。
7	①②を一個の実行行為とみるかの判断基準（時間的場所的近接性，被害者及び態様の同一性，犯意の同一性・連続性等）を示す	4	対応	U001, U002	中心的な公式の論点・当てはめ・答案構成に対応。
8	分離に傾く事情（約１時間の間隔，居眠り，洋室から台所への移動，冷蔵庫への頭部強打による激昂，確定的殺意への変化，鉄製フライパンの使用）を正面から評価する	4	対応	U002, U003	中心的な公式の論点・当てはめ・答案構成に対応。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
9	一体に傾く事情（Ａのトイレ籠城による中断にすぎないこと，再攻撃の合意と待機，同じ１Ｋの室内，同一の被害者，殺意の継続と強まり）を評価する	4	対応	U002, U003	中心的な公式の論点・当てはめ・答案構成に対応。
10	①行為の傷害が「致命傷になり得ない」もので，②行為で態様が変わった点を，前半の暴行が優に致死的で態様も同じであった大阪地裁昭和５８年３月１８日判決の事案との違いとして意識する	2	補充	U003	大阪地裁との比較、監禁等、車両持出しの窃盗・減軽・罪数等は公式の独立した詳論項目ではない。誤りと断定せず追加検討と整理。
11	行為と責任の同時存在の原則の意義（責任能力や故意等の責任要素は，非難の対象となる行為の時に存在しなければならないこと）を示す	4	対応	U010	中心的な公式の論点・当てはめ・答案構成に対応。
12	同原則の根拠（責任主義。是非を弁識し行動を制御できたのに違法な行為を選んだことへの非難であること）を示す	4	対応	U010	中心的な公式の論点・当てはめ・答案構成に対応。
13	一個の実行行為の途中で心神耗弱に陥った場合に，開始時の完全責任能力とその意思決定の実現を理由に刑法３９条２項を適用しないかを論じる	5	対応	U011	中心的な公式の論点・当てはめ・答案構成に対応。
14	心神耗弱を自ら招いた事情（３合以上で他人を死亡させかねない暴力を振るうとの認識，①行為の開始時に３合に達したとの認識，攻撃中の飲酒の継続）を評価する	4	対応	U011, U014	中心的な公式の論点・当てはめ・答案構成に対応。
15	飲酒の開始時には暴れるほど酩酊するつもりがなかったことから，飲酒の開始を原因行為とする原因において自由な行為の構成は採りにくいことを指摘する	3	対応	U011, U014	中心的な公式の論点・当てはめ・答案構成に対応。
16	①②を別個の行為とみた場合の処理（①行為は殺人未遂，②行為について原因において自由な行為の法理の成否）と，結論の違いの有無を示す	3	方向相違	U012, U013, U014	分断説の①を殺人未遂に固定するが、公式は通常は傷害罪にとどまるとする。
17	甲の心神耗弱が乙の罪責に影響しないこと（責任の個別性）を示す	3	対応	U015	中心的な公式の論点・当てはめ・答案構成に対応。
18	Ａの死因が②行為の脳挫傷ではなく③行為中のスーツケース内での窒息であることを捉え，②行為と死亡との因果関係を問題とする	4	対応	U005, U006	中心的な公式の論点・当てはめ・答案構成に対応。
19	因果関係の判断基準（行為の危険が結果に現実化したか）と，介在事情がある場合の考慮要素を示す	4	対応	U007	中心的な公式の論点・当てはめ・答案構成に対応。
20	②行為の危険性（鉄製フライパンで頭部を１０数回殴打，放置すれば死に至る脳挫傷，意識の喪失）を評価する	3	対応	U006, U007	中心的な公式の論点・当てはめ・答案構成に対応。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
21	介在した③行為が行為者自身の死亡誤信に基づく罪証隠滅の行為であり，異常とはいえず②行為に誘発されたものであることを評価する	5	対応	U007	中心的な公式の論点・当てはめ・答案構成に対応。
22	意識を失っていたために，密閉性の高いスーツケースから脱出も救助の要請もできずに窒息したという，②行為と死因との結び付きを示す	4	対応	U006, U007	中心的な公式の論点・当てはめ・答案構成に対応。
23	認識した因果経過（②行為による死亡）と現実の因果経過のずれを因果関係の錯誤として扱い，故意が阻却されないことを示す	4	対応	U008	中心的な公式の論点・当てはめ・答案構成に対応。
24	②行為と③行為を一連の行為として捉える構成（いわゆる概括的故意の問題）との関係に触れる	2	部分対応	U005	一連性や過失致死の処理は採用説を条件とする。公共危険の公共性及び認識対象はさらに限定・具体化が必要。
25	③行為について，Ａの死亡を誤信していたため，監禁罪や保護責任者遺棄罪等の故意がないことを示す	2	補充	-	大阪地裁との比較、監禁等、車両持出しの窃盗・減軽・罪数等は公式の独立した詳論項目ではない。誤りと断定せず追加検討と整理。
26	③行為による過失致死罪を，殺人既遂罪と別の罪として成立させない	2	部分対応	U009	一連性や過失致死の処理は採用説を条件とする。公共危険の公共性及び認識対象はさらに限定・具体化が必要。
27	Ａ車を無断で運転して持ち出した点について，Ａの占有（Ａが生存していたこと，死亡を誤信していても殺害直後の奪取であること）と窃盗罪の成否を論じる	3	補充	-	大阪地裁との比較、監禁等、車両持出しの窃盗・減軽・罪数等は公式の独立した詳論項目ではない。誤りと断定せず追加検討と整理。
28	Ａ車を焼却する目的があっても，Ａを運ぶ手段として運転した点から不法領得の意思を認めるかを論じる	3	補充	-	大阪地裁との比較、監禁等、車両持出しの窃盗・減軽・罪数等は公式の独立した詳論項目ではない。誤りと断定せず追加検討と整理。
29	Ａ車の持出しの合意と実行が甲の心神耗弱中であったことから，窃盗罪について甲に刑法３９条２項を適用する	3	補充	-	大阪地裁との比較、監禁等、車両持出しの窃盗・減軽・罪数等は公式の独立した詳論項目ではない。誤りと断定せず追加検討と整理。
30	乙が②行為の際にＡの両足を押さえ付けた行為を，殺人の共同実行として評価する	3	対応	U004	中心的な公式の論点・当てはめ・答案構成に対応。
31	乙の未必の殺意と甲の確定的殺意の違いが，殺人罪の共同正犯の成立を妨げないことを示す	2	対応	U004	中心的な公式の論点・当てはめ・答案構成に対応。
32	設問１の罪数（窃盗罪を認める場合は殺人罪との併合罪）を示す	2	補充	U021	大阪地裁との比較、監禁等、車両持出しの窃盗・減軽・罪数等は公式の独立した詳論項目ではない。誤りと断定せず追加検討と整理。
33	Ａ車が，刑法１０８条・１０９条の客体（建造物，汽車，電車，艦船又は鉱坑）に含まれない自動車であり，同法１１０条１項の「前二条に規定する物以外の物」に当たることを示す	3	対応	U016	中心的な公式の論点・当てはめ・答案構成に対応。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
34	Ａ車がＡの死亡により相続人に帰属し，甲乙の所有物でないから，同条２項ではなく１項が適用されることを示す	2	対応	U016	中心的な公式の論点・当てはめ・答案構成に対応。
35	焼損（火が媒介物を離れて目的物が独立して燃焼を継続し得る状態）を，Ａ車の全焼から認定する	2	対応	U016	中心的な公式の論点・当てはめ・答案構成に対応。
36	「公共の危険」の意義を，建造物等への延焼の危険に限らず，不特定又は多数の人の生命，身体又は建造物等以外の財産に対する危険を含むと示す	4	対応	U017	中心的な公式の論点・当てはめ・答案構成に対応。
37	Ｃ車（約３メートル），可燃性のゴミ約３００キログラム（約２メートル），火炎の高さ約２メートル，最寄りの建造物まで約２５メートル，漁業関係者の出入りの可能性を評価して，公共の危険の発生を認定する	5	部分対応	U018	一連性や過失致死の処理は採用説を条件とする。公共危険の公共性及び認識対象はさらに限定・具体化が必要。
38	公共の危険の認識の要否について，判例（不要説）と必要説の対立を示し，自説を採る	5	対応	U019	中心的な公式の論点・当てはめ・答案構成に対応。
39	甲と乙の認識の違いを，共同正犯の成否と各人の罪名に反映させる（必要説を採れば乙は器物損壊罪の限度）	4	部分対応	U019, U020	一連性や過失致死の処理は採用説を条件とする。公共危険の公共性及び認識対象はさらに限定・具体化が必要。
40	放火の合意は甲の心神耗弱中にされたが，実行時には完全責任能力を回復していたことから，刑法３９条２項を適用しないことを示す	4	対応	U016	中心的な公式の論点・当てはめ・答案構成に対応。
41	灯油の散布と点火の分担を，共同実行として評価する	3	対応	U016	中心的な公式の論点・当てはめ・答案構成に対応。
42	Ａ車の器物損壊罪が建造物等以外放火罪に吸収されることを示す（死体の焼損は論じない）	1	補充	U021	大阪地裁との比較、監禁等、車両持出しの窃盗・減軽・罪数等は公式の独立した詳論項目ではない。誤りと断定せず追加検討と整理。
43	設問２の罪と設問１の各罪との罪数（併合罪）を示す	2	対応	U021	中心的な公式の論点・当てはめ・答案構成に対応。
44	各論点で，規範を示してから問題文の具体的な事実を評価し，結論を示す	2	作法	-	立場・構成・事実評価・字数配分等についての横断的な答案作成事項。特定の実体論点とは分けて位置付けた。
45	明白な点は簡潔にし，①②の関係，同時存在の原則，因果関係及び公共の危険に字数を集中させる	1	作法	-	立場・構成・事実評価・字数配分等についての横断的な答案作成事項。特定の実体論点とは分けて位置付けた。

10 刑事訴訟法

予想PDF・完全一致	参考答案・完全一致
73.7%	78.9%
14 / 19 項目	15 / 19 項目

部分一致を含む割合：予想 94.7% ／ 答案 94.7%。詳細は次の各問で確認。

刑事訴訟法 刑事系第２問

令状の種類・発付・実施を分ける構成，ＣＴとの比較，Ｗと乙の再伝聞，見分結果と説明文の区別はよく一致する。

供述書への分類，不可欠性・特信情況の規範の明示，捜査報告書全体の要証事実の確定に補充余地がある。

公式出題趣旨：PDF 22-25頁 ／ 参考答案の公開記事

予想PDFの対応頁：主要科目32-35

第１表 公式趣旨の全項目との比較

ID	公式趣旨の検討事項（公式PDF頁）	予想PDF	参考答案	一致点・補充点
Q07-U001	強制採尿の性質と各令状の効力の整合（22頁）	一致	一致	捜索差押許可状説は公式が許容。別説をすべて展開する義務はない。
Q07-U002	医師が医学的相当な方法で行う条件と218条６項（22頁）	一致	一致	試験の法令基準日現在の項番号も一致。
Q07-U003	通常の発付要件に加え真にやむを得ない最終手段性（23頁）	一致	一致	一般の令状要件だけで済ませていない。
Q07-U004	重大性・嫌疑・証拠の重要性と取得必要性（23頁）	一致	一致	注射痕・様子・前科を区別して評価。
Q07-U005	代替手段不存在：７回の働き掛け，明確な拒否なし，飲水なし（23頁）	一致	一致	ブログの約６時間は午前８時～午後２時の要求期間，公式の約８時間は発付までの期間。直ちに時刻誤りとはしない。断定的な評価には反対事情も付す。
Q07-U006	実施直前にも任意排尿の機会と健康配慮（23頁）	一致	一致	病院で30分説得・経験豊富な医師の方法を評価。
Q07-U007	抵抗しない甲を８名で押さえる目的・必要最小限性（23頁）	一致	一致	人数だけで結論せず尿道損傷防止と対照。
Q07-U008	ＣＴの専門性，Ｘ線，体内の存在・位置確認，最終的押収目的（23頁）	一致	一致	身体検査・鑑定処分併用は許容される一説。
Q07-U009	採尿と違い直接内部侵襲・差押え自体がないこと（23頁）	部分一致	部分一致	予想・答案は強制採尿の侵襲とＣＴによる内部観察・物を取り出さない点を対照する。公式が示す身体内部への直接的侵襲がないことを明示する点では，双方に補充の余地がある。
Q07-U010	伝聞法則の趣旨・定義と要証事実との相対判断（24頁）	一致	一致	公園で会った事実と共謀立証を結ぶ。
Q07-U011	W供述と乙原供述の二段階の真実性（24頁）	一致	一致	記録の正確性と原供述の正確性を区別。
Q07-U012	W撮影だから供述書に準ずると分類（24頁）	未記載	未記載	機械的記録ゆえ署名押印不要とは述べるが，供述書・供述録取書の選択は明記されていない。
Q07-U013	321条１項３号の供述不能・不可欠性・絶対的特信情況（25頁）	一致	一致	死亡と証拠状況，私的な誕生日会話を丁寧に扱う。
Q07-U014	不可欠性＝重要な実質的寄与，唯一の証拠までは不要（25頁）	部分一致	部分一致	当てはめは一致するが，公式の求める解釈命題を明示していない。
Q07-U015	特信情況＝外部的付随事情，供述内容は補充的（25頁）	部分一致	部分一致	自然な日常会話等を挙げるが，信用性そのものとの区別を規範として補える。
Q07-U016	Wを公判供述に代えることから324条１項類推・322条１項（24頁）	一致	一致	不利益な承認と任意性も対応。
Q07-U017	報告書の要証事実＝密売人が交付することの多い未使用注射器12本の所持（25頁）	部分一致	一致	答案は未開封の注射器12本と乙の一人暮らしから乙の所持を推認し，密売用という性質も立証趣旨に含むため内容の真実性が必要と説明する。記述が末尾にあることだけで実質的充足を否定しない。予想は乙の所持を含む要証事実全体の整理が薄い。

ID	公式趣旨の検討事項（公式PDF頁）	予想PDF	参考答案	一致点・補充点
Q07-U018	見分結果に321条３項，Ｐの真正作成供述（25頁）	一致	一致	写真自体の非供述証拠論は追加説明。報告書の伝聞性を消すものではない。
Q07-U019	用途の説明文は見分を超え321条３項不可，１項３号で検討（25頁）	一致	一致	答案はＰ供述不能でないため不採用とする。鑑定書の検討は補助論点。

第２表 予想評価項目を一つずつ照合

「対応ID」は第１表のU番号。重みは元記事の独自評価であり、公式配点ではない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
1	設問１の１で，令状の種類，下線部①の令状の発付要件及び下線部②の行為の適否を，段階を分けて論じる	3	作法	-	立場・構成・事実評価・字数配分等についての横断的な答案作成事項。特定の実体論点とは分けて位置付けた。
2	身体検査の条件の規定を令和８年１月１日現在の条文（刑訴法２１８条６項）で示す（昭和５５年決定のいう「二一八条五項」は決定当時の項番号である）	2	対応	U002	公式の中心的要求又はその具体化に対応。
3	設問２で，検察官の立証趣旨から要証事実を特定し，伝聞証拠に当たるかを要証事実との関係で判断する	4	対応	U010	公式の中心的要求又はその具体化に対応。
4	強制採尿が強制処分であり，令状を要することを示す	2	対応	U001	公式の中心的要求又はその具体化に対応。
5	体内の尿を証拠物として強制的に採取する行為は捜索・差押えの性質を有し，捜索差押許可状によることを示す	5	対応	U001	公式の中心的要求又はその具体化に対応。
6	身体検査令状に関する条件の規定を準用し，「医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせなければならない」旨の条件の記載が不可欠であることを示す	4	対応	U002	公式の中心的要求又はその具体化に対応。
7	身体検査令状と鑑定処分許可状の併用による構成に触れ，採らない理由（物の取得に適合しないこと，鑑定処分としての身体検査には直接強制の規定が準用されていないこと）を示す	3	対応	U001	公式の中心的要求又はその具体化に対応。
8	捜索差押許可状の一般的な発付要件（嫌疑，差し押さえるべき物の存在の蓋然性，必要性）を示す	3	対応	U003	公式の中心的要求又はその具体化に対応。
9	強制採尿が許される要件（被疑事件の重大性，嫌疑の存在，証拠の重要性と取得の必要性，適当な代替手段の不存在等に照らし，犯罪の捜査上真にやむを得ない場合の最終的手段）を規範として示す	5	対応	U003	公式の中心的要求又はその具体化に対応。
10	被疑事件の重大性を，覚醒剤使用罪の法定刑（１０年以下の拘禁刑）から示す	2	対応	U004	公式の中心的要求又はその具体化に対応。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
11	嫌疑について，左肘内側の真新しい注射痕様のもの及び覚醒剤常用者特有の様子をＰが直接観察した事実を評価する	4	対応	U004	公式の中心的要求又はその具体化に対応。
12	嫌疑の補強として覚醒剤所持の前科（執行猶予中）と本件譲渡しの嫌疑を用い，前科が「所持」であり使用の直接の根拠ではないことも踏まえる	3	対応	U004	公式の中心的要求又はその具体化に対応。
13	証拠の重要性と取得の必要性（使用罪の立証に尿が重要であり，時間の経過で成分が排出されること）を示す	3	対応	U004	公式の中心的要求又はその具体化に対応。
14	適当な代替手段の不存在について，約６時間で計７回の任意提出の要求，飲水の勧めへの不応（昼食時を含む）及び「しつこいな」との発言を評価する	4	対応	U005	公式の中心的要求又はその具体化に対応。
15	甲が「出ない」と述べるにとどまり明示に拒否していないこと，身柄拘束中で自然の排尿を待てたこと，令状の発付が逮捕から約９時間後であり，逮捕から令状発付まで約３０時間が経過していた昭和５５年決定の事案より経過時間が短いことという反対方向の事情に触れて評価する	4	対応	U005	公式の中心的要求又はその具体化に対応。
16	嫌疑が認められないとした原判断を不合理でないとし，令状請求前に任意採尿の説得がなかったことから代替手段の不存在も否定して発付を違法とした令和４年判決の事案と，本件との違いを示す	3	補充	-	令和４年判決との比較、連行、写真単独の非供述証拠性、鑑定書等は公式の独立要求以上の補助説明。
17	本件譲渡しによる身柄拘束中に使用の嫌疑について強制採尿を行うことが妨げられないことに簡潔に触れる	1	補充	-	令和４年判決との比較、連行、写真単独の非供述証拠性、鑑定書等は公式の独立要求以上の補助説明。
18	令状の呈示を確認する	1	補充	-	令和４年判決との比較、連行、写真単独の非供述証拠性、鑑定書等は公式の独立要求以上の補助説明。
19	病院への同行について，甲が応じたこと（及び強制採尿令状の効力による連行の可否）に触れる	2	補充	-	令和４年判決との比較、連行、写真単独の非供述証拠性、鑑定書等は公式の独立要求以上の補助説明。
20	令状の執行時にも最終的手段性が維持されている必要があるかを検討し，「出さないとは一度も言っていない。待ってくれよ。」との発言を評価する	4	対応	U006	公式の中心的要求又はその具体化に対応。
21	Ｙ医師の経験，カテーテルによる合理的かつ安全な方法から，令状の条件が守られていることを示す	3	対応	U006	公式の中心的要求又はその具体化に対応。
22	抵抗しない甲の両手両足を警察官８名で押さえた有形力について，根拠（必要な処分）と限界（採尿を安全に実施するための必要最小限度）を示す	4	対応	U007	公式の中心的要求又はその具体化に対応。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
23	有形力の必要性・相当性を，医師の指示（痛みで暴れ尿道が傷つくおそれ）と，抵抗がないこと及び８名という人数とを対比して評価する	5	対応	U007	公式の中心的要求又はその具体化に対応。
24	被告人が激しく抵抗した昭和５５年決定の事案との違いを踏まえる	3	対応	U007	公式の中心的要求又はその具体化に対応。
25	ＣＴ検査が乙の意思にかかわらず行う強制処分であることを示す	2	対応	U008	公式の中心的要求又はその具体化に対応。
26	ＣＴ検査が体内の物を取り出さず，Ｘ線で体内の状態を画像として認識するにとどまる点で強制採尿と異なることを示し，捜索差押許可状によるか検証（身体検査）によるかの選択の理由を示す	4	部分対応	U008, U009	ＣＴの侵襲の相違、供述書分類、不可欠性と特信情況の規範、報告書の要証事実全体を補う。
27	Ｘ線により身体内部の状態を認識する処分が検証（身体検査）の性質を有し，身体検査令状を要することを示す（体内の証拠物を探す捜索と構成する場合は，捜索差押許可状を要する理由を示す）	4	対応	U008	公式の中心的要求又はその具体化に対応。
28	Ｘ線の照射と画像の読影・自然排出の判断に医学的専門知識を要することから，鑑定の嘱託と鑑定処分許可状を示す（身体検査令状だけで足りるとする場合は，医師を補助者とし条件で医学的相当性を確保できる理由を示す）	4	対応	U008	公式の中心的要求又はその具体化に対応。
29	鑑定処分としての身体検査は直接強制ができないため，拒否が予想される乙について直接強制を可能にする令状（身体検査令状。捜索と構成する場合は捜索差押許可状）を併用する必要を示す	5	対応	U008	公式の中心的要求又はその具体化に対応。
30	令状に付すべき条件（医師による医学的に相当な方法等）に触れる	2	対応	U008	公式の中心的要求又はその具体化に対応。
31	設問は令状の種類を問うものであり，発付要件や執行の適否を長く論じない	1	作法	-	論述範囲と出典表示の作法であって公式配点ではない。
32	伝聞法則の趣旨（知覚・記憶・叙述の過程の誤りと反対尋問による吟味）と伝聞証拠の意義を示す	3	対応	U010	公式の中心的要求又はその具体化に対応。
33	要証事実を立証趣旨どおり（乙が１月２０日昼頃にＪ公園で甲と会ったこと）に特定し，④がWの供述の中に乙の供述を含む再伝聞であることを示す	5	対応	U010, U011	公式の中心的要求又はその具体化に対応。
34	撮影日から「一昨日の２０日」を１月２０日，「昨日」を１月２１日と特定する	2	補充	-	令和４年判決との比較、連行、写真単独の非供述証拠性、鑑定書等は公式の独立要求以上の補助説明。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
35	動画の記録の過程は機械的であり，署名押印を要しないことを示す（同一性は設問の前提として扱う）	2	部分対応	U012	ＣＴの侵襲の相違、供述書分類、不可欠性と特信情況の規範、報告書の要証事実全体を補う。
36	外側のWの供述について，刑訴法３２１条１項３号の要件（供述不能，不可欠性，絶対的特信情況）を示す	4	対応	U012, U013	公式の中心的要求又はその具体化に対応。
37	供述不能として，Wが令和８年２月に交通事故で死亡したことを示す	2	対応	U013	公式の中心的要求又はその具体化に対応。
38	不可欠性を，乙の黙秘，共謀の証拠が甲の供述だけであること，顧客リストのファイルを開けないこと及び共犯者供述の危険から評価する	4	部分対応	U013, U014	ＣＴの侵襲の相違、供述書分類、不可欠性と特信情況の規範、報告書の要証事実全体を補う。
39	絶対的特信情況を，恒例の誕生日動画，「誰に見せるものでもない」私的な会話，前日に聞いた話であること，Wと甲が知人関係になく話したこともないこと等から評価する	4	部分対応	U013, U015	ＣＴの侵襲の相違、供述書分類、不可欠性と特信情況の規範、報告書の要証事実全体を補う。
40	Wが，連絡がつかなかったことを「残念だったな。」と述べ，乙から「まだ根に持ってるのか。」と言われているという反対方向の事情に触れて評価する	3	部分対応	U013, U015	ＣＴの侵襲の相違、供述書分類、不可欠性と特信情況の規範、報告書の要証事実全体を補う。
41	再伝聞を許容する根拠（外側の供述が伝聞例外を満たせば公判供述に代わるものとして刑訴法３２４条による）を示す	4	対応	U011, U016	公式の中心的要求又はその具体化に対応。
42	内側の乙の供述について，刑訴法３２４条１項の類推により３２２条１項が準用され，不利益な事実の承認と任意性を満たすことを示す	4	対応	U011, U016	公式の中心的要求又はその具体化に対応。
43	【資料２】は公判外の書面で不同意とされているから原則として証拠とできないことを示し，部分ごとに検討する	3	部分対応	U017	ＣＴの侵襲の相違、供述書分類、不可欠性と特信情況の規範、報告書の要証事実全体を補う。
44	Ｐが押収したスマートフォンを見分した結果を記載した部分に刑訴法３２１条３項が適用され，Ｐの真正作成の供述を要することを示す	4	対応	U018	公式の中心的要求又はその具体化に対応。
45	添付写真が非供述証拠であり，事件との関連性があれば証拠能力を有することを示す	4	補充	-	令和４年判決との比較、連行、写真単独の非供述証拠性、鑑定書等は公式の独立要求以上の補助説明。
46	関連性を，契約名義が乙で日常的に使用されるスマートフォン，乙方居室での撮影から示し，写真が１月２２日の状況であることの限界にも触れる	3	補充	-	令和４年判決との比較、連行、写真単独の非供述証拠性、鑑定書等は公式の独立要求以上の補助説明。
47	説明文がＰの捜査経験に基づく意見であり，立証趣旨との関係で内容の真実性が問題となる伝聞であることを示す	5	対応	U017, U019	公式の中心的要求又はその具体化に対応。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
48	説明文に刑訴法３２１条３項が及ばない理由（検証の結果に限られること）を示す	4	対応	U019	公式の中心的要求又はその具体化に対応。
49	説明文が刑訴法３２１条４項の鑑定書にも当たらないことを示す	3	補充	U019	令和４年判決との比較、連行、写真単独の非供述証拠性、鑑定書等は公式の独立要求以上の補助説明。
50	結論として，説明文の部分を除き，Ｐの真正作成の供述を条件に証拠能力が認められる（説明文の部分は証拠とできない）ことを示す	3	対応	U018, U019	公式の中心的要求又はその具体化に対応。
51	規範を判例の命題と問題文の事実に即して当てはめ，事実を写すだけで直ちに結論付けない	2	作法	-	立場・構成・事実評価・字数配分等についての横断的な答案作成事項。特定の実体論点とは分けて位置付けた。
52	参照する判例を，どの判例か特定できる形で示す	2	作法	-	論述範囲と出典表示の作法であって公式配点ではない。
53	設問が問わない事項（尿の鑑定書の証拠能力，マイクロＳＤカードの差押えの適否，甲の公判等）を長く論じない	1	作法	-	論述範囲と出典表示の作法であって公式配点ではない。

11 資料・確認範囲

公式資料

法務省・令和８年司法試験の出題の趣旨（４７頁）

添付PDFと公開版はSHA-256が一致した。本文の頁表示はこの公式PDFの通し頁である。

予想PDF・参考答案

主要７科目版の出題趣旨予想PDF（令和８年１１月３日作成版）

参考答案は各問に記載した公開記事の令和８年１１月１２日取得版。比較対象の内容を後から修正した版と混同しない。

資料の記載差と分析の限界

法的構成や別解の許容範囲は各項目の注記を参照する。公式趣旨が唯一の結論を要求していない場合、結論の相違だけで誤答としない。

一致率は公式採点への換算値ではない。採点実感との比較、公表前の未参照・未改訂の実証、アクセス解析による効果測定は本書の対象外である。

検証済み本文を用いた分冊

本冊は 146 の公式分析項目と 330 の予想評価項目を収録。もう一方の分冊と合わせて、全１５科目２３問・３５４分析項目・８８９予想評価項目になる。

原稿の判定・補充点は独立レビュー後の最終版を用い、表示用の百分率はその件数から再計算した。四捨五入は小数第１位。科目・設問の集計対象、項目の脱落、目次の遷移及び文字表示を確認した。